

平成29年 3月 7日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	16番	栗原	吉平
3番	田中	栄一	17番	樋口	良夫
4番	堤	康幸	18番	三角	真弓
5番	高橋	信広	19番	井本	政弘
6番	小川	栄一	20番	中島	富定
7番	石橋	義博	21番	森	茂生
8番	伊井	渡	22番	栗山	徹雄
9番	牛島	孝之	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

10番	萩尾	洋	15番	寺尾	高良
-----	----	---	-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	義光
事務局参事兼次長	古賀	安博
主任	服部	敬
書記	坂本	裕美子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	(中園昌秀)
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	小 波 慶一郎
新社会推進部長	室 園 哲 也
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	橋 本 吉 史
企画財政課長	井 手 勇 一
地域振興課長	松 尾 一 秋
総 務 課 長	馬 場 解
防災安全課長	石 川 幸 一
子育て支援課長	平 嶋 智 子
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	山 口 昭 弘
男女共同参画・ 生涯学習課長	葉 山 多恵子
都市計画課長	末 次 隆 治
農業振興課長	平 島 英 敏
学校教育課長	持 丸 末 喜

## 議事日程第3号

平成29年3月7日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 堤 康 幸 議員
- 2 小 川 栄 一 議員
- 3 高 橋 信 広 議員
- 4 三 角 真 弓 議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に高橋信広議員要求の資料を配付いたしております。寺尾高良議員及び萩尾洋議員から欠席届を受理いたしておりますので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。4番堤康幸議員の質問を許します。

○4番（堤 康幸君）

皆さんおはようございます。4番堤康幸です。さきに通告しております果樹農業の振興について一般質問を行います。

今定例会の開会に当たり、市長におかれましては、施政方針、施策方針演説の中で本市の基幹産業である農林業の生産性を高め、新たな市場、販路の開拓を支援することで国内外から稼げる産業へと成長させるという発言がございました。八女市の持続的発展には農林業の

活性化が必要不可欠と考えております一人として、大変心強く感じた次第でございます。

さて、昨年9月定例会において、梨赤星病の撲滅について質問をしてまいりました。その後、さまざまな対応をとっていただいたものと理解をしているところであります。その点に対して感謝を申し上げたいと思っております。

3月になり、発生源となる冬孢子堆が視認できる時期となっております。具体的な対応が必要となりますけれども、対策についてお伺いいたします。

2点目は、気候変動に対する振興策はということで質問をいたします。

地球温暖化についての議論、あるいは対応がさまざまなところで活発化しております。果樹の栽培に当たっての適地判定は、その地域の平均気温が重要な要素になります。八女地域においても当然のごとく気温の変動を感じておりますし、また、記録の上でもその実態が確認できる状態にあります。温度環境の変化が今後の果樹振興策に影響すると考えますが、執行部の見解をお伺いいたします。

詳細は質問席にてお尋ねをいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

4番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

果樹農業の振興についてでございます。

まず、発病期を迎える梨赤星病対策はどうなっているかというお尋ねでございます。

現在、JAと連携し、梨園地近くのビャクシン類の分布図を作成いたしており、3月中旬に発病要因であるビャクシン類の赤星病孢子飛散時期を巡回により把握する予定にいたしております。これにより梨園地に対する薬剤の防除時期を決定いたします。また、筑後市、広川町を含む八女地区農業振興推進協議会果樹部会において赤星病対策のチラシを作成し、3月1日の広報に合わせて近隣の世帯に全戸配布し、啓発活動を進めております。

次に、気候の変動に対する振興策についてでございます。

近年の気候変動に伴い、大半の果樹作物では夏場の猛暑や集中豪雨、渇水などの影響による弊害が課題となっており、温暖化に適した品種への改植や雨よけ、かん水施設の導入などの対策が急務となっているのが現状でございます。しかしながら、一部のかんきつ類では暖冬による品質向上などの利点がありますので、今後は関係機関と協議をし、優良作物の振興を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○4番（堤 康幸君）

梨の赤星病に関しては、今いろいろ対策をとるといって答弁をいただきましたけれども、昨年の秋に、梨部会を中心というか、梨部会のほうでと思っておりますけれども、ビャクシン

類の植栽調査がなされたということを聞いておりますけれども、農業振興課としてその点で報告か、何か把握をしてありますか。

**○農業振興課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

現在、生産者のほうからの提案でもって、いわば2,500分の1の地図への落とし込みをしております。さらには精査を図る必要があるということで、今月、JA及び市の担当者が一緒になりまして詳細に、その分布が正確なのかというところで再度落とし込みをするような予定をしているところでございます。

**○4番（堤 康幸君）**

まず、今、課長から答弁がありましたように、ビャクシン類がどこにあるかというのを、この前、9月議会でもその議論はさせていただいておりますけれども、まずこれがわからないとどうしようもないと、後の対策が立てようがないということでございますが、発生がひどい畑、梨園ですね。要するに園主さん、生産者の方は、この木から飛散が生じておるといふか、発生源になっておるといふのは多分確認をしてあると思うわけですね。

それで、先ほども言いましたように、冬孢子堆自体がもう目に見える時期になりました。それをまずしっかり確認をして、その後どう対策をするかと。当然、本来ならば伐採をやらせようというのが一番理想的な解決方法になりますけれども、一応その部会、生産者、それから所有者ですね、ビャクシン類の所有者、そこら辺をどう今後やっていくつもりなのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

**○農業振興課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

まずは、これまでビャクシン類の分布図を持っていなかったという課題がございます。発生園地につきましては、生産者のほうからの聞き取りで既に二、三年ほど前から、それぞれの園主さんのほうからランクづけもさせていただいて発病状況の把握をしておると。ところが、分布図の把握ができておらなかったということで、今回、落とし込みによって、その関連性がようやくわかると思っております。

まずは、その孢子堆が20日ぐらいには確認ができるということで、20日ぐらいにその孢子堆の確認にまず回ると。翌月5日ぐらいから孢子が飛び交うのではないかとということで今考えておるところでございます。それに対する防除を、JAを中心に生産者のほうに指導していただくというところで、そのマップを利用していきたいと。

次の対策として、じゃ、どうするのかということかと思っております。いわば、どう推進を図っていくのかという御質問かと思っておりますけれども、約1年ほど伐採の推進をやっていないという状況もございました。特に一般家庭への入り込みというのは大変厳しいかとは

思っているところなんですけれども、企業主の方に対してのお願いを、その孢子を持って、このような孢子がついて梨に影響を与えているんですよという状況をぜひ企業を中心に回らせていただきたいと。それを4月の中旬ぐらいにやりまして、その状況を把握いたしまして、今後さらにどう対策を打っていくのかというところの考え方をまとめていければということ考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（堤 康幸君）

今まで伐採に関しての対応が十分でなかったということでございますけれども、なかなか簡単には、それぞれの所有してあるやつをお願いで処分してもらおうというのは難しいことかと思っておりますけれども、この病気の性質上、これは絶対、地域を挙げて、地域の協力をいただきながら解決していくというのが基本的に原則でありますので、そこら辺で農業振興課のリーダーシップが非常に問われると思っております。

この冬孢子堆の確認、あるいはその後、雨、気温が上がってくると、いわゆる膨潤すると、寒天状に膨れ上がると。そこから冬孢子堆発芽、発芽管上に小生子を一つの孢子で4個形成して、それが飛散して発病するということになっておるわけですね。

生産者の中でも結構温度差があるように思います。非常に発生がひどいところ、被害がひどいところは、やっぱりどうしても何とかせないかんという考えはありますけれども、ちょっとビヤクシンから離れておるところ、飛散範囲にない畑に関しては発病が見られんと、余り自分のこととして捉えにくい面もあるかと思っておりますので、その冬孢子堆を確認した後、ビヤクシンに対してはどういう手を打つ、防除、いろいろあると思います。切ってもらおうというのが一番ですけれども、なかなかそれが、そういうお願いをどういう形でやっていかれるのか。また、防除をさせてもらう、薬剤散布をお願いするというか、こちらからやらせてくださいというお願いも含めてする、あるいは、大体外側のほうに今年の夏、ビヤクシンのほうにさび孢子が感染して、そのまま今の段階まで潜伏して、今からそういうやつが視認できるようになるということですので、外側につけば、そこをちょっと刈り込み、切るには至らなくても刈り込んでもらう、そういう方法もあるかと思っておりますけれども、ここら辺の問題ですよね。ここをまずきちっとやらないと、薬剤の効果が一番最近かなり落ちておりますし、ポジティブリストが制定されてから薬剤の選択が非常に狭くなっておる関係もあって、ここが一番生産者が苦勞するところであろうと思っております。その辺のところをもう少し具体的にお尋ねしたいと思います。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

先ほどの分布図の作成以降、その孢子の確認ができたものについて、今御指摘のようにな

かなか防除では厳しいという状況もある、まずはちょっと所有者の方にどうつなげていくか、先ほども申しあげましたように、企業主さんのほうに実態をお伝えしたいと。実は、このような形でカイツカイブキがございまして、梨への影響が非常にあるということで、その発病状況についても確認ができたということで、まずは事業主さんのほうにお伝えをして、協力のお願いをちょっとやってみたいということで考えております。その中で出てくる課題としましては、やはり今言われたように、これまでの梨部会が回ったときの課題といたしましては、切ってもらってもいいですよと、おたくが切ってもらってもいいですよと、かわりに何か植えてくださいねという課題であるとか、そこら辺の状況をやっぱり見る必要があるということで考えております。

もう一点、刈り込みによる手入れがいいところがやはり発病が少ないということが本当にそうなのかというところの確認も、今後の発病の状況の分布作成でもって、現地調査でもって、その状況が見えてくるのかなど。梨から戻ってきた赤星が表面に付着する、ちょうどそれ以降に刈り取りをする、それでもって孢子が随分落ちるのではないかとということでは思っているんですけども、現実的に確かにそうなのかという状況をちょっと確認する必要があるのかなとということでは思っております。

いずれにしても、孢子を確認した後に事業主さんのほうに声かけをさせていただいて、そのときに出てくる課題を集約させていただければということでは思っておるところでございます。そのときの課題として、今言ったような、以前から言われているような課題がまた見えてくるのかどうか、自主的に協力していただけるのかどうか、そこら辺を見きわめて次の対策に移ることをちょっと検討したいということで考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（堤 康幸君）

いっぱい課題が出るだろうと思えますけれども、以前、当事者同士、要するに所有者と梨の生産者、当事者同士での交渉というのはなかなか、その人間関係がきちっとできておれば別ですけれども、場合によってはトラブルになる可能性も十分秘めておりますので、ここはやっぱり行政の出番だろうと思えます。周知のチラシを全戸に配布いただいたと。こういうやつを通じて知ってもらう、こういうやつが農業の生産性に非常に支障を来しておるというのを知ってもらう、理解をしていただいた上で、こういう施策を進める思い、一つの非常に大事な一步の積み重ねだろうと思えますけれども、今やらにやいかんことは、発病期がもう目前に迫っておりますので、直接的なこと。

結局、例えば、ある所有者のところ、梨、飛散範囲の中に、ビヤクシンがあった場合に、当然、冬孢子堆というのは飛散範囲の中にはかき出ませんので、それはたとえ個人であっても、一応行政側の責任として、そこら辺の努力はしていただくべきだろうと思えます。そこら辺

の方法、一番嫌われ役をやらにゃいかん立場になりますけれども、安心して梨栽培ができるようにするためという使命を持ってやっていただきたいと思うわけですが、そこら辺についての覚悟のほどをお伺いしたいと思っておりますけれども。

**○農業振興課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりでございます。なかなか個人の財産を切らせていただくということで、これまで相当なトラブルがあったということで聞き及んでおります。そこに行政がいかに入り込んでいって状況の説明を、まずはする必要がある、お互い梨の赤星病という現実をやっぱりわかってもらう必要がある。その説明をやることによって、お互いの感情的なことじゃなくて、そういった因果関係でこの病気が発生しているんだというところの理解をしていただいて御協力をいただく、そのことに関して行政のほうから力を入れていきたいということで考えております。

以上でございます。

**○4番（堤 康幸君）**

しっかり努力はしてもらわにゃいかんという気持ちは十分わかりますけどね。具体的にこれはもう行動しないと解決できない問題でございますので、その辺のところをしっかりと、非常に忙しい中で、必ずこれは現場に出にゃいかん話でもございますので、非常に労力的にも負担になるかとは思いますが、しっかりやっていただきたいと思っております。

今、まだ余り赤星病に対して、梨園地内では、ほとんど発生が見られないという畑も当然あると思っておりますけれども、新たな植えつけ、植栽がもしあったら、そこも可能性が出てくるわけですね。これは例えですのであれですけれども、東から西に地域があって、一番東にビヤクシンがあって、1キロ圏内に梨畑があって、もう1キロ圏内のところに梨がある。この真ん中にある梨畑まではその飛散範囲になりますけれども、2キロ先になると、今のいろいろな研究機関の調査では多分飛散はしないだろうという距離ですよ。

ところが、この梨畑と梨畑の間に新たに今度植え込まれたら、当然こっちも飛散の範囲の中に入ってしまいます。ぜひそれで、梨園がある、または梨を栽培可能な場所でのビヤクシン類の植えつけをできるだけ自粛、できるだけというか、もう自粛してもらうように、そのための先般からの啓発チラシが、2月の区長会で配布してあるということで聞いておりますけれども、こういうやつは全部見てもらうと、そういう効果が少しは出るだろうと思っておりますけど、そういう面に関しても、今後しっかり啓発に対しての活動を継続して、事あるごとにやってもらう必要があるのではないかなと思っています。

実は昨年11月に議会報告会の中で、八女西部地域の担当で私行きましたけれども、そこでも赤星病に対しての質問が出ました。80人ぐらいの出席者があったのではないかと記憶し

ておりますけれども、ああいうところで、何とかならんだろうかと対策をお願いしたいという質問があると、全く赤星そのものを知らなかった人にも、要するにそういう、カイツカイブキがビヤクシン類の中では代表的な種類でもあると思いますけれども、ああいうやつが影響しているということを知ってもらう、努めてああいう場所でも発信をやるべきだろうと思いますし、また、未来づくり協議会の中に21団体、まちづくり協議会がありますけれども、振興計画の中に、本来なら、やっぱりそういう梨園がある地域からは、振興計画の中にも大体取り上げていただくと、より地域の中に浸透するのではないかなとも考えますけれども、ここら辺に対しての働きかけとか、そういうきっかけ、こういうことがありますという、そういう周知をしてもらうことはできんですかね。

#### ○建設経済部長（松延久良君）

お答え申し上げます。

今、堤議員おっしゃるとおり、梨の生産にとりましては大変重要な病気だということをごう伝えていくかという点だろうと思います。9月議会の中でも御答弁申し上げましたけれども、あらゆる機会を通じて、今おっしゃいます地域の振興計画等々の中にも、行政職員も入りながら計画を進めていきますので、直接的にチラシを配るかどうかはわかりませんが、そういう機会も捉えて、なるべく理解を進める取り組みを進めなければならないと思っております。

特に、前回のときも申し上げましたけれども、やはり梨が多い地区については住宅数も大変ございまして、いろんなSS散布に対する課題だとか爆音機の問題、騒音ですね、地域住民とのいろんな課題もございしますので、そういうところも慎重に対応しながら啓発を図っていかなければならないと思いますので、特に地域の中でのそういう理解を進める取り組みについては、あらゆる機会を通じてやっていかなければならないだろうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○4番（堤 康幸君）

よろしく申し上げます。これは何回もここで発言をしておりますけれども、地域一体となって協力をしていただかないと、この病気の撲滅というのは達成ができない。

ただ、この前、9月議会の折にもちょっと紹介いたしましたけれども、荒尾市がそういうお願い、市民の協力とか、理解と協力の中で現在のところ封じ込めをやっている。

荒尾市をずっと回ってみますと、ビヤクシン類がもうほとんど見当たらない。相当長い年月が必要だったようではございますけれども、やっぱり地道な取り組みの中で、荒尾梨を守っていかないかんとという市民にもそういう意識が出て、その協力のもとに今現在の状況になっておるんだろうと思います。本来なら規制、要するに条例で規制すれば、割と行政のほ

うとしてはやりやすいのだろうと思いますけれども、できればお願い、理解をしていただいた中で、しっかり梨栽培が安心してできるように、ほかにもいっぱい梨については病気はありますけれども、自己責任の関係については、それはもう生産者、当事者が当然責任持ってやるべきことでありますけれども、事、この赤星病に関しては、もう何回も言っておりますけれども、自分の力だけではどうしようもない病気ということで、そういう点をしっかり踏まえていただいて、ことしの発生が本来ならなくなるように、ひとつ御尽力をいただきますようお願いをしたいと思います。

もうちょっと具体的に、特にJ A、それから普及センターあたりとの連携を密にしてという、9月議会の市長の答弁もあります。全力で取り組むということで答弁をいただいております。結局、これは結果はすぐ出るわけですね。いろいろ対策を打っても昨年よりか発生が多かったということになると、どういうことをやっと思ったかということになりますので、すぐ結果が見えることでもありますので、そこら辺も踏まえて、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にもう1点、そこら辺の意気込みを課長のほうからお聞きしたいと思います。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まず、関係機関がいかに協議をしたのかというところの課題もあろうかということで思っております。

八女地区農業推進協議会という形で、筑後市、広川町、それとあとJ A、それに関係市町村の果樹の担当者、八女地区農推協の中の果樹部会というものがございまして、その中で3度ほど協議をさせていただいています。情報を当然共有すべきなんだ、そして、どう対策を打っていくのか、そしてチラシの関係についてもどうわかりやすくつくっていくのか、今後どう対応していくのか、どう周知していくのか、どう調査していくのか、どう行動していくのかというところの話をまずは論議をさせていただいたと。この間、9月、10月、11月、3回ほど協議会がございまして、それとはまた別に、市とJ A普及センター、それぞれに応じてもこの赤星病についての情報を共有してきたところでございます。

あと、いかに効果を上げているのかということで荒尾地区の話もしていただいたんですけども、新築住宅の建設に対しても新植をできるだけ抑えておる、筑後市、広川町についてもそうなんですけれども、それは効果が出ておるということで、この周知についてはやっぱり継続してやる必要があると。そのことによってカイヅカイブキ等のビャクシン類をできるだけ植栽していただかない、この推進の周知の継続が一番効果が高いものだということで思っておりますので、関連市町村とあわせまして、全体的な周知もそうですけれども、各戸の住宅建設にあわせても周知を図っていききたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○4番（堤 康幸君）

それじゃ、その点はよろしく願いをいたしまして、次に行きます。

気候変動に対する振興策はということで、ちょっとわかりにくい質問になっておりますけれども、温暖化ということがずっと言われ続けて、特に気温が非常に変化をしております。

I P C Cという機関があるそうです、気候変動に関する政府間パネルと。ここが平成26年に第5次の評価報告を出しておられます。その中で、世界の平均気温、これは1850年以降2012年までということです。元号に直すと嘉永3年、黒船の来航が嘉永6年だそうです。そこから平成24年までの偏差で、この期間に0.85、幅がありまして0.65から1.06度C上昇していると、これは世界の部分です。日本の平均気温も上昇を続けている。これは1898年から2014年までで100年当たり、約1.15度Cの割合で上昇していると。これは明治31年から平成26年までということです。その点に関しては、やっぱり日々私にも実感をしているところです。特に平成になってから、平成3年9月に17号、19号と大変な台風の直撃を受けました。平成5年が冷夏、長雨の年であります。平成6年は打って変わって大干ばつの年で、そこら辺からどうも、特に夏の気温が大きく変わったのではないかなという私なりの印象を持っております。

これは、アメダスの——黒木にアメダスがありますけれども、そのデータであります、平成5年に最高の日平均気温、30度以上の気温はありません、これは冷夏の年でもありましたので。ところが、平成6年に至っては7月と8月、平均の日最高が、7月が34.7度C、8月が34.3度Cと。最高気温、30度C以上、真夏日を超えた日が5カ月、6月から10月まで30度C以上になっておりまして、昨年、非常に暑かったですね、昨年は5月、6月、7月、8月、9月、10月、6カ月間で日最高気温30度C以上になっております。

要するに何を言いたいかというと、こういう気温が変わるということは当然、果樹に対しては、特に作物の成長に関しては気温に支配される部分が非常に多い、また適地判定上、気温で決める場合が多い——多いというか、ほとんどそういうことだろうと思います。

そういう意味で、温州ミカンに関して、取り上げてちょっと話をさせていただきますけれども、半世紀以上前、50年以上前、私、出身は串毛地区ですけれども、当時ミカンの産地でありました。そこから、やっぱりどうしてもミカン栽培上、限界に近いということで、荒尾市とか玉名市あたりにミカンをつくるために移住された方もおられますし、通勤農業で玉名市のほうに畑を開いて出ていかれます。それがそのまま向こうに定住されてある方もおられます。八女地域からは鹿児島県の阿久根、出水、それから熊本県の水俣とか三角、今は宇城市になりましたけれども、三角町に行ったり、結構、ミカンの栽培のためにそういう適地を求めて移住された方がいっぱいおられます。

ところが、今この状況の中で、私は仕事上、大分県も含めてですけど、地域によって濃淡はありますけれども、三十数年、もう40年近く、九州のミカン産地をずっと回ってきました。そういう中で思うことは、今、こことか、八女地域が事、温州ミカンの栽培に関しては一番条件がよくなってきたのではないかなと思っております。

当時ミカンの会で、昭和36年に果樹農業振興特別措置法が制定されて以来、大幅な増殖が行われて昭和40年代後半に暴落をして、そこからミカンをやめてイチゴとかナスとか、ああいう施設栽培にうちの地域も相当作目を転換されて、現在、農業をずっと続けておられますけれども、そのために、もともとミカン山だったところがずっとあいてきたと。たまたま温暖化、非常に悪いところだけ取り上げて言われる場合が多いわけですが、そういう面では温暖化のメリットが、事、温州ミカン栽培に関しては、この八女地域に出てきたのではないかなと思っております。耕作放棄地を、要するにもう一回稼げる畑に変える、そういう考え方があるかと思えますけれども、こういう考え方をどう受けとめられますか、お伺いいたします。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今、八女市内のかんきつの現状でございますけれども、事、青島温州関係、特に晩生、蔵出しミカンということで有名なミカンなんですけれども、北山の選果場付近では標高が低過ぎると、現実的にはやはりまだ高地に向けて作付をせないかんということで、もう既に現実的に黒木地区のほうに立花から耕作に行かれてある方、もしくは白木の奥のほうの県境のいき、もしくは辺春の上のほうの県境のいきという形でそれぞれ適地を求めて、いわば今、市内の生産者も市内を動きつつあるという状況にあるかと思っております。

市内の状況はそのような状況なんですけれども、事、県外からの入り込みというところについては、現時点ではちょっとまだ考えは追いついていないという状況でございますけれども、現状としてミカンが、言われるように特に標高が低くなりつつある中で、標高が高いところに地域の中でも動きつつあるという状況を把握している程度でございます。

以上でございます。

#### ○4番（堤 康幸君）

今、課長言われましたけれども、地内でそういう動きがあると、これは大変いいことだろうと思います。いっぱいあいておるとでしょう、場所が、いいところが。ここを改めて、昭和30年代後半の農業改善事業じゃございませんけれども、広い面積をやるということじゃなしに、いいところを30アールとか50アールとか、そういう形の中で、少しずつでも耕作放棄地をまたもとの、いわゆる樹園地に戻すと。こういう一つの施策方針も必要になってくる、行政主導しながらやってみよう。

今、私、特に玉名とか三角、宇城市あたりに出向いたときに、向こうの後継者に話をしておることがあります。本当にミカンでしっかり自立経営をしたいということであれば、今もう八女に来いと、物すごくつくりにくい状況なんですね、今は特に。昔から、ミカンでいうと河内ミカン、代表的な産地でありますけれども、ここで今、温州ミカンの栽培というのは物すごく支障といたしますか、苦勞されております。それは温度が変わってきたということですよ。

そういう意味で、今、八女地域は適地になっておりますので、ぜひそういうところから当然、移住・定住、あるいは仕事をつくる、雇用の確保というのは非常に喫緊の課題になっておりますけれども、仕事を持った人を連れてくる。なおかつ放棄地化していたところがまた活性化すると。何か一石二鳥、三鳥という結果をもたらす可能性が十分あるのではないかと考えております。

これはミカンに限らず、今年の夏場の高温のために荒尾市の、要するにジャンボ梨と言われておりますけれども、新高、熟期が遅いやつはやっぱりどうしても高温時期をかなり長く過ごすために、今年の製品率というのは、きちっとしたデータじゃないんですけれども、いろいろ生産者から聞いた話によると3割ぐらいしか商品にならなかったと。要するに、焼け、蜜症とかが発生してですね。被覆栽培は袋をかぶせてあるために、収穫して実際袋をとって箱詰めする段階にならないとわからない。仮に100箱注文を受けておったとに、どれだけとってきていいかわからないと、そういう状況があります。これは高温ですよ。そういうためにも少し、こちらの若干海から離れた夏場の気温が、高温が長く続かないところにそういう梨あたりの畑の移転といたしますか、そういうことも今後考えておく一つの要素にはせんかなとも考えております。やっぱりこういうところは十分把握しながら、要するに中山間地が今は残念ながら昭和30年代、40年代の活気がありませんので、そこらをぜひもう一回、しっかりとぎわいができる場所に変えたいとお願いしておるところです。そういう意味で、そういう部分の振興策というのは当然大事なことだろうと思います。

そういうところでまた一つ課題になるのは、道路の問題がございます。きょうは建設課長が来てありませんけれども、平成27年に多分、串毛地区を縦貫するという新道路の建設を要望書として上げさせていただいております。要するに、地域を何かの形で活性化するための一つの方策と思いますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

#### ○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

中山間地域の振興でございます。今言われたような中山間地域、耕作放棄地を中心とした地域の開発、中山間地域総合整備事業関係で、ほ場整備の実施等を今進めておるところでございます。立花地区、今は山下地区あたりで、どう山を残していこうかということで整備し

て農地として残していこうという形で、約20ヘクタールの園地の造成を今進めて、ちょうどことし3月から一時利用が開始されるところでございますけれども、そのような事業の開発あたりを中心に進めていければ、生産者の負担5%という形での負担でもって地域開発強化ができますので、ぜひそういったやつを活用していただいて地域の振興に努めていきたいということでは考えておるところでございます。

あわせまして、農道関係も、いわば中山間地域総合整備事業の中で拡幅等もできますので、生産基盤の整備の構築という形で、中山間の振興に寄与できればということ考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（堤 康幸君）

今、温暖化に対してのいろいろな研究論文がいっぱい出ておりますけれども、（資料を示す）ここに持つておるのが「熊本県におけるウンシュウミカン栽培に及ぼす温暖化の影響」ということで、熊本県農業研究センター研究報告第19号ということで平成24年に出ておりますし、ほかにも「地球温暖化が果樹栽培に与える影響と対策」ということで、これは平成21年に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所の研究員の方が論文を書いておられますけれども、ほとんどその場所での対策が主体なんですよね。園地はそのまま、そこでこういう温度が変わってきたために、じゃ、どういう対策が要りますよと、そういう論文が多い。一番簡単なのは、果樹ですから一回そこに植え込むと、相当長い間そこで生産活動をやる。簡単ではないと思いますが、今、改植期を迎えたり、系統の更新とかで、結構今、畑はその場で動いております。こういう機会に場所を変えるという発想というのは一つの大きな視点ではないかと。

なかなかこういうことを提唱する人がいないということもあって、ぜひ温州ミカンをしっかり作りたければ八女に来てくださいというPRも含めて、そういう施策をやっていただいて、中山間地の振興、仕事を持った人を連れてきて、そこで稼いでもらうということ、そういう面にひとつ知恵を絞っていただければと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

最後にそこら辺の決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

#### ○建設経済部長（松延久良君）

お答え申し上げます。

今の果樹関係、八女市内の状況について見ますと、農協の共販額でいきますと、ミカンが1,570,000千円、ブドウが2,140,000千円、梨が780,000千円、キウイが2,150,000千円ということで、本当に重要な農産物だと認識をいたしております。ミカンにつきましては、以前からしますと随分糖度も上がりまして、八女のミカンも本当においしくなったなという感じは

非常に受けておるところでございます。

ただ、特に中山間地を見ますと、今まで元気でございましたお茶が非常に低迷しておるといことで、お茶の農家がたくさん中山間地にいらっしゃいますけれども、その辺が厳しい状況に陥ってなかなか活性化もないといことでございますので、そういう果樹園芸、あるいはお茶という永年作物を中心にどう中山間地の地域性を上げていくかということにつきましては、農業振興推進協議会等でいろんな議論をしながら、振興方策をつくりながらやっていきたいと思っています。

特に、かんきつ部会を見ますと、五百数十名の方が今いらっしゃいますし、キウイだとか、非常に園芸農家はまだまだたくさんいらっしゃいます。部会活動については本当に熱心にやられておりますけれども、地域でのあり方というのがまだまだ弱い部分がございますので、その地域に合った作物というのを、そういった視点を踏まえて支援していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしまして答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

#### ○4番（堤 康幸君）

よろしくお願ひします。温州ミカンに関しては昭和50年に366万5,000トンですか、最高の収量、生産量を記録して、平成27年度で78万トンぐらいなんですね。300万トン近く生産量が減っています。多分、昨年、平成28年度の生産量は恐らくそれをちょっとまた下回るんじゃないかなと思っております。

非常に食べやすいとか、優秀な果物であると信じておりますので、ぜひそういう面を含めて、また八女地域がしっかりそういう部分で、栽培するのに適地化してきております。これは温暖化の影響といことでございましょうけれども、そういう中で、温州ミカンを使った地域振興がしっかりできていけるように、ひとつ知恵を絞っていただくようお願いいたします。質問を終わります。どうもありがとうございました。

#### ○議長（川口誠二君）

4番堤康幸議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

#### ○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

6番小川栄一議員の質問を許します。

#### ○6番（小川栄一君）

失礼します。6番小川栄一です。

本日は、医療体制のあり方についてということでお尋ねをいたします。

その中で、先月初めでしたけれども、西日本新聞で大きく取り上げられましたので、最近よく市民の方からもお尋ねをいただくことが多くなりました。公立病院の件です。これはもう確かに、一企業団ということで運営やっておりますし、八女市だけの問題ではない、広川も絡まっておりますし、当然、筑後、それから全体的な関係も出てきますので、なかなか難しいだろうとは思いますが、一度この段階で八女市としての見解をお尋ねしておくのも、これは大事なことではないかなと思って、きょう上げさせていただきました。

それから、それにももちろん関連してなんですけれども、今、八女市、もちろん人口はもう減少の局面に入っておりますけれども、65歳以上の人口のピークが10年後にはもうまさにやってまいります。これはもうもちろん、八女市だけの問題ではありませんので、全国どこでも考えなきゃいけない問題ではありますけれども、特に八女は中山間地を持っておりまして、医療に関しては非常に深刻な局面に立たされると思っております。

そういう中で、公立病院、それから民間の病院、そのあたりを、言ってみればイニシアチブをとってといいますか、リーダーシップをとってやっていくのは、もうこれは行政しかないと思いますので、これから先、10年、20年先の八女市の医療のことを考えたところで、どういうふうな方向に持っていかれるのか、その辺のことをぜひきょうの段階でお尋ねをしておきたいと思います。

実は、各県が医療圏の構想というのを出すようになっておりますけど、福岡県は出ておりませんでした、長い間。たまたまきょう質問をするということもありまして、注意深く見ておったのですが、まさにきのう、福岡県が医療構想圏の資料を出してまいりました。相当数のページ数ですので、全部に目を通すことはできなかつたんですけれども、八女の部分だけ見てまいりましたけれども、やっぱりその中で一番大きく取り上げられていたのは、回復期の病床数の減少、少な過ぎると。それから東部山間地での在宅医療のこれからの問題を今から考えておかないとなかなか難しい局面になりますよと、その辺のことをはっきりと提示をされておりました。

それともう一つ、いわゆる自己完結率という言い方をしますけれども、病気になったときにどこで癒えるのかということなんですけど、八女の場合は、救急の場合は88.7%ほどの自己完結率があるということなんですけれども、クモ膜下出血、それから急性心筋梗塞、それから悪性腫、いわゆるがんですね、このあたりの完結率になりますと、もう50%ほどになってしまいます。そのほとんどは久留米です。ですから八女で治療ができなくて、久留米へ行かれる方が半分という状況が今続いております。このあたりも非常に大きな問題ではないかと思っております。

後は質問席で、答弁をお聞きした上でお尋ねしてまいりますけれども、先ほど言いました

ように、これから10年先、20年先、非常に高齢者がふえてまいります。そうすると、やっぱり介護の問題と医療の問題、これは密接にかかわってまいります。最終的にどこで自分の親を見るのか、そういう問題も身近に迫ってきておりますので、そのあたりまで含めてきょうはお尋ねしたいと思っております。

後は質問席に戻りまして、答弁をお聞きしてからさせていただきます。よろしく願いをいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

6番小川栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

医療体制のあり方についてでございます。

まず、久留米大学から公立八女総合病院と筑後市立病院との統合の提案が出されているが、市としての見解はという御質問でございます。御承知のとおり、公立八女総合病院は昭和24年2月に開院以降、これまで長年地域医療の中心拠点として住民の生命を守る医療の提供を担ってまいりました。今回の久留米大学からの統合の問題につきましては、真摯に受けとめさせていただいておりますが、現時点で公の場で私の見解を申し上げることは差し控えたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、医療は安心・安全な生活のまさに根幹である、今後の市の医療体制構想はというお尋ねですが、今後超高齢化社会に進行するにつれ、医療や介護を必要とする方がますます増加すると予想され、現在の医療サービスの提供体制のままでは、十分な対応ができないと見込まれております。このため、地域ごとに異なる人口構造の変化に対応し、地域の実情に応じた医療と、患者の状態に適した良質な医療サービスを受けられる体制を構築することを目的として、福岡県では地域医療構想を計画されております。今後、構想の実現に向けた課題等について協議を行うなど、県の指導を受け対応してまいりたいと考えております。

次に、介護と医療の連携の進捗状況はというお尋ねでございます。在宅医療と介護の連携推進につきましては、平成26年度の介護保険制度改正により、医師会との連携のもと、市が主体となって平成30年度までに地域における在宅医療、介護の資源把握や課題抽出及び関係者の情報共有に対する支援や研修会の開催など、8つの事業に取り組むこととされております。

本市ではこれまで、八女筑後医師会が運営する多職種連携協議会を中心として、介護と医療の連携を推進しておりますが、この事業は平成29年度で終了の予定でございます。このため、八女筑後医師会と協議を重ねながら、圏域自治体である筑後市、広川町とも連携してほしいとの医師会の意見を踏まえ、平成30年度に向けて関係団体の組織取り組み状況などの情報を交換しながら、効率的かつ効果的な事業の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

議員おっしゃるように、医療・介護の関連、特に中山間地を広く持つ、高齢者を多く持つ八女市にとっては極めて重要な課題でございますので、公立八女総合病院との連携も踏まえながら、今後、地域の医療・介護について検討し、具体化していきたいと考えているところでございます。

**○6番（小川栄一君）**

市長の立場上、そういうお答えということでしょうけれども、ちょっと違う角度からお話を伺いたいんですけども、県の医療圏の調整会議というのがここ数年行われております。その中には、八女地区の会議はもちろん進んでいるわけですけども、その中に小波部長がメンバーとして入っていらっしゃいます。きのうやと福岡県の、いわゆる医療圏の資料とか、これからのことが出たわけですけども、まあこれは全国的に見ると非常に遅い出方だったと思っておりますけど、その中で八女筑後地区の問題として幾つかきのう挙げてあったんですが、そのあたりを踏まえて、調整会議の委員として、それから八女市の市民福祉部長として、その会議に出られた感触なり、それからこれから先の流れ、そのあたりをお話いただければと思いますが、いかがでしょう。

**○市民福祉部長（小波慶一郎君）**

福岡県地域医療構想の調整会議、こちらにつきましては私のほうが出席をさせていただきました。詳しい会議の経過はちょっと持参しておりませんが、やはり八女市として提出をしました意見は、八女東部地域の山間地での在宅医療の提供体制の構築、これはかなり今後大きな課題になるのではないかと、これは八女筑後医師会の黒岩会長も一緒に出席をいただいておりますけれども、同じ共通認識で、そのような意見交換を行っているところでございます。

あと、先ほど小川議員言われましたとおり、自己完結率の問題もございました。八女市のほうでは、クモ膜下出血でありますとか、悪性腫瘍とかの久留米区域への流出の問題もございますけれども、こちらにつきましては100%の自己完結ではなくて、救急車の対応もございますので、やはり久留米医療圏との連携をどうやっていくかということも一つの大きな課題であると、それとやはり救急車が遠い地域、八女東部でも奥の地域での対応、このようなことを議論いたしましたけれども、会議の中ではすぐにどうやって解決するというのではなくて、今後十分に関係者と協議をしていく必要があるということで、今回の構想には盛り込まれたところでございます。

**○6番（小川栄一君）**

本会議の初日に、市長のほうから上程の折に、ここに文がありますけれども、ちょっと読んでみます。「高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活習慣といったサービスを切れ目なく提供できるよう努めてまいります。」という

ようなことで、ここにはっきりと出されてあるわけですけれども、先ほどちょっと、冒頭お話をしましたけど、確かに公立八女総合病院というのは独立した企業団でありますので、なかなか市としてどうこうということはもちろんないんでしょうけれども、ここにはっきり書いてありますように、やっぱり公立八女総合病院も含めて、あと民間の個人の病院、それから八女には個人で経営されていらっしゃる総合病院も幾つかあります。非常に医療の資源としては恵まれた場所にあるんだと思っておりますけれども、先ほど市長もおっしゃいましたように、これから先、なかなか厳しい状況に八女市が陥っていくのはもう目に見えております。その中でやっぱり、公立八女総合病院を八女市としてどう捉えるかというのは、これは公立病院からちょっと離れたところで考えても非常に重要な問題だと思います。

先ほどは、コメントは差し控えたいということでしたけれども、例えば、ちょっとこれから先のことは筑後とかそういう関係も出てくるかもしれませんが、八女だけに限っていえばの話なんですけど、公立八女総合病院は80億円の予算規模を持っております。さらに、職員の方が現在724名と聞きました。これだけ大きな企業は、八女市を見てもないと思います。さらに、私たちが何十年もかかって積み立ててきている国民健康保険、社会保険などのいろんな医療保険を持っておるわけですね。1人当たり幾ら、もちろん収入によって違いますので、相当の差はあるんでしょうけれども、多い方は年間でいえば900千円近く保険料として支払っていらっしゃる。それだけ積み重ねてきたお金が、自己完結率が50%であるということであると、半分以上の資産がよそに流れているという観点もあります。そういう意味で、1つの企業を守ると、守ると言い方が今の段階で適切かどうかわかりませんが、これがよもや八女からなくなったということ、よそに移るとのことまで考えると、非常に、八女にとって医療だけではなくて、そういう経済的な面の損失も含まれていると思っております。ここは非常に重要な点だと思いますが、そういう企業として見たときの公立八女総合病院のことを、市長、どうお考えになっているか、そこをぜひお聞かせください。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開します。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、公立八女総合病院が医療の問題だけではなくて、雇用あるいは地域経済、さまざまな分野で大きな役割を担っているということは当然でございます。

公立八女総合病院をなくすとか、なくさないとか、統合するとか、そういう問題についてはいろんな御意見もありましょうし、また、小川議員も公立八女総合病院の議会の議員でもございますし、状況はよくおわかりになっているんじゃないかなと思っております。この問題について、私は公立八女総合病院の多岐にわたる地域経済、医療はもちろんでございますが、貢献度は非常に高いということは認識をしております。

しかしながら、先ほど冒頭に申し上げたように、統合の問題とか、そういう問題については、現時点で私が公の場で見解を述べるということについては、お許しをいただきたいと思っております。

#### ○6番（小川栄一君）

お答えはそのまま受け取っておきますが、ちょっとここで1つ、きのう見た福岡県の医療構想の中で、これはもう私の印象なんですけれども、八女と筑後が一つの医療圏として見なされております。お隣が久留米、そして南に下って有明という形で医療圏を設定されているわけなんですけれども、具体的に言うと、現在、公立八女総合病院は八女市と広川がもちろんお金を出しているわけなんですけれども、筑後市からの患者さんが非常に多いのも実態です。広川よりも多く患者さんが見えています。

そういう中で、これから先はもう私の私見ですので、そのまま聞いていただいてもかまいませんけれども、県としてはやはり八女、筑後、それからもうちょっと大きくみやま、有明まで含めたところで、非常に大きな形で医療圏を考えているのではないかなと想像しております。当然、人口が減るわけですから、そんなに大きな病院があちこちにいっぱい要するという状況はもうこれから先はないということはわかりますので、普通の考え方をしていけば、当然そうなるだろうと思っております。

そうすると、地理的なことでいうとやっぱりどうしても筑後寄りになるのではないかと心配をしております。全体で見たときに、久留米の1つのシティー、それからもう一つは南のほうを一つにまとめたときの考え方、そういうふうな方向に行くのではないかなと非常に懸念をしております。

ですから、先ほど市長、もうこれから先は今の段階で話ができないとおっしゃいましたので、これはもう私の意見として述べさせていただいて終わりますけれども、どうしても、公立病院に限らずなんですけれども、どんどんどんどん中心が南筑後といいますか、筑後6市の中で中心がどうしてもやっぱり、交通アクセスのことが一番大きいんだと思いますけれども筑後寄り、筑後市寄りになっているのではないかなと思っています。そういう中で、いろんな考え方を持っていくと、どうしても、いろんな筑後地区で重要な施設なり、そういうものがそちらのほうに寄りつつあるのではないかと、寄ってしまうのではないかと非常に懸念をしておりますので、きょうここでこれから先のことはお話ができないとおっしゃいましたけれ

ども、先ほど言いましたように、1つの企業体としても非常に大きなものがあります。そういうところも踏まえていただいて、ぜひ八女の中で何とかできないかということで、これはもう私の全くの希望です。そういう方向でぜひお考えいただきたいなということで、この質問に関してはもうここで終わらせていただきたいと思います。

次に行きます。

きのう、福岡県の医療圏の問題が発表されたわけですが、先ほど部長のほうからも出ましたが、東部中山間地のいわゆる在宅医療、これが非常に大きな問題になってくるんじゃないかと思っております。これはもう八女市に住んでおれば、地元に住んでおればもうすぐにわかることですが、病院に行くのもなかなか難しい、施設もなかなかない、であればもう自分の家でなんとかやるしかない。これはもう当然のことだろうと思っておりますけど、そういう中で一番頼りになるのがやっぱりお医者さんであり、訪問看護師さんであり、いわゆる介護の施設だろうと思っておりますけれども、そのあたりのことがもう近々に迫っていると思っておりますけれども、市としてそのあたりの手当て、これからもうすぐ、10年先にはもうピークを迎えるとわかっておりますので、そのあたりの手当てはどのような形で進められるのか、そのあたりの構想を、市としての構想をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○介護長寿課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

まず、在宅医療ということでございますが、現在、八女市には訪問看護ステーションが数カ所ございます。あと、今後予定しておりますのは、ことしの4月から24時間定期巡回、随時対応型の訪問看護介護事業所を立花に1カ所整備する予定としております。今後の方向性といたしましては、議員おっしゃるように東部の中山間地域、ここについてはやはり在宅医療・介護、大きな課題でございます。

議員おっしゃいますように、10年で65歳以上がピークになると、いろいろな統計がございますが、私どもが考えておりますのは、もう10年以内に、5年程度でピークになるんじゃないだろうか、恐らく10年から15年で75歳以上の人口が一番ピークになるということで考えております。そういうことになりますと、一番、介護なり医療の必要性が高い75歳以上が10年なり15年でピークになるということで、それらに関係する、どう対応していくかということにつきましては、冒頭の市長の答弁でもございましたが、八女筑後医師会と十分に連携いたしまして、医療と介護の連携というのを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○6番（小川栄一君）

その件で、ちょっと具体的な話なんですけれども、例えば病院に入院をします。治療が終わりました。大体二月ほどがめどだと聞いております。治療が終わりましたので、家に戻る

ことを前提としてリハビリを続けてくださいと、リハビリ病院に行きます。リハビリ病院に行ったとしても、例えばここもやっぱりどうしても時間制限がありまして、最初に病院にかかったときから数えるらしいんですけれども、5カ月が限度だということで、最終的には、発症して病院に行ってリハビリを受けて完全にリハビリが完成しなくても、家に戻ってくださいと言われるわけです。その間が5カ月ということなんですけれども、そうなったときに、そういう方、そういう患者さんを抱えられた家族の選択肢としては、自宅で介護するか、あとは施設にお願いするかの2つしかないわけなんですけれども、その中で、自宅で介護するにもなかなか手が届かない、かといって施設のほうも、特に整った特養は現在、八女にも数カ所しかありません。聞くところによりますと、ある特養などは200人ほどの方がナンバーを打たれて待っていらっしゃるという状況だそうです。

こういう状況がもう既に今起こっているわけなんですけれども、これから、先ほど出た訪問看護師、それからステーション、それから新しい施設などを、本当にもう大急ぎでつくらないとできないような状況がもう今来ています。10年先の話ではないと思いますが、このあたり、どうお考えでしょうか。もうちょっとスピードアップをして対処しないと、200人待っている、1つの施設で200人の方が入所するのを待っているような状況が今続いているわけなんですけれども、このあたりはいかがでしょう。

#### ○介護長寿課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

確かに今後、特に八女市の場合、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯が全世帯の約3割という状況でございます。そういう中で、やはり病院を退院する方が本当に在宅に戻れるのか、そういうことがやっぱり大きな課題でございます。

そういう中で、在宅医療と在宅介護、基本的には地域包括ケアシステムということで、できるだけ住みなれた地域で生活できるように、地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。どうしてもやはり在宅で生活できない方、そういう受け皿は必要かとは思いますが、

現在、最新の特別養護老人ホームの待機者といましては、在宅で待機されてある方については50名から60名の方でございます。ただ、これは介護3からということで変わっておりますので、200名ということでは把握はしておりません。

また今後、例えば病院を退院されて、リハビリをされて、そしていざ在宅に帰ろうかと、でもなかなかひとり暮らしとか、高齢者のみ世帯の中では受け皿となり得ないような状況もあるかとは思いますが、

現在、八女市の中では、介護療養型の施設はございませんので、ただ医療療養型ということで、星野村のほうに耳納高原病院がございます。ここは医療療養型ということで、ある程度回復された方が長期的に入院できる施設でございます。そういうものもございますが、基

本的にはやはり最終的には、そういう受け皿を何らか考えていく必要があるだろうと思います。

今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律案というのが出ております。これはどういうものかといいますと、やはり、日常的な医学管理やみとり、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設を創設するという方向性が出されております。そういうところも含めまして、今後検討していくべきかということ考えてみます。

以上でございます。

#### ○6番（小川栄一君）

数の話が先ほど出ましたけど、もちろん複数で申し込んでいらっしゃる方がいらっしゃるから、必ずしも全体の数がなかなか見えないだろうと思いますけど、私が聞いた施設では、それこそ実際ファイルがあるわけですから、100人単位で待っていらっしゃる方がいらっしゃるということです。これは非常に深刻な状態が続いていると思っておりますが、具体的に、そういう待っていらっしゃる方を解消するための施設の新設とか、今ある施設を特養に変えるとか、そういうような計画なり、構想はないですかね。

#### ○介護長寿課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

議員も御存じのとおり、現在、市民の方に日常生活圏域のニーズ調査というのをしております。これは何かと申しますと、第7期の介護保険事業計画なり高齢者福祉計画を策定するための調査でございます。その調査を大体3月末、今月末に終わらしまして、あと事業所なりにもアンケート調査なりを行いまして、平成29年度には基本的に待機者数の最新のデータを作成したいということで考えております。そういうデータなり、市民の意向を踏まえながら、平成30年度からの第7期計画に向けまして、平成29年度にそういう事業計画を作成してまいります。その事業計画の中で、やはりデータなりニーズを踏まえて、十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○6番（小川栄一君）

お尋ねしたのは、具体的なお話としてお尋ねしたんですが、そういう待機者を解消するための具体的な施策として、そういう施設をつくるとか、今のところで何とか特養に変えるとか、そういうことは今進んでいないのかどうか、教えてください。

#### ○介護長寿課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

先ほど説明いたしましたように、特養なり、そういう施設の整備につきましては、介護保

険事業計画にその中に盛り込む必要がございます。かつ、福岡県のほうの計画にも盛り込む必要がございます。どうやって盛り込むかという、やはり先ほど申しましたように、市民のニーズ調査なり、待機者数の調査、そういうものを通して必要な施設数について第7期計画に盛り込んでいかないと、具体的に施設整備をどうするかということにはならないということでございます。かつ、現時点の介護保険の事業計画第6期計画におきましては、大体計画数に対して小規模の居宅介護施設とか、計画数に対して完全ではございませんが、整備しているところがございます。

**○6番（小川栄一君）**

なかなか先に話が進まないんですけど、計画とそれからアンケート調査をしないと、なかなか先に進まないというお話ですので、まあそれはそれとして受けとめるしかないのですが、部長にお尋ねをいたしますが、先ほどの医療圏の調整会議ともかかわってくると思いますけど、当然、今、課長のほうからいろいろとお話を伺っている介護と、それから医療の件ですね、これは行政だけではもちろん無理だし、かといって公立八女総合病院だけでも無理だろうし、ましてや市内の個人の病院の先生方だけの問題としても難しい、これはもう当然の話なんですけれども、やはりそういう医療関係、介護関係、いろんな方を、全体を見通したところで計画を立てて進めていくのが、これはやっぱり行政しかないと思いますが、行政として、先ほどもお話をしましたけど、これから先の八女市の医療体制をどういう形に持っていきたい、どういうふうに持っていっていいのかということ、ぜひ部長という立場からお聞かせいただきたいと思います。

**○市民福祉部長（小波慶一郎君）**

福岡県の地域医療構想につきましては、福岡県が、御指摘のとおり八女筑後圏域でありますとか、有明圏域でありますとか、圏域での地域医療構想が今、パブリックコメントもあって、もうほとんど完成したところだと思っておりますが、じゃ、八女市における医療体制、これはまさしく、まずは公立八女総合病院を設置しております。形態は広川町と八女市での共同設置という形にはなりますけれども、まず公立八女総合病院を設置することによって八女市の地域医療としての中核を担っていただくということが、まず八女市として大きな地域医療の核と認識しております。

それに加えて、やはり今、小川議員言われましたとおり、民間医療機関との連携、これはやはり八女筑後医師会、地元医師会との連携、そして市の市民福祉部との連携、これがやはりきちんとこれまで以上に情報交換をやっていくということが、これからの八女市における在宅医療の対応なり、地域医療の推進なりの根幹になると思っておりますので、これまで以上にその連携というのは密にしていかなければならないと考えております。

**○6番（小川栄一君）**

きのうの資料を見ておりましたら、八女筑後地区の病床数は全国レベルを上回っているんだそうです。医療資源としては非常に今の段階では問題ないと、ただ医者は少ない、医師が少ない。これはもう全国的な問題ですので、これはもう全体で考えなきゃいけない問題であろうと思いますけれども、今、部長のほうからも、図らずもやはり公立八女総合病院を中心とした体制として八女市としては考えていくのが順当だろうというようなお言葉が出ましたので、最初の質問に戻ってしまうんですが、ぜひ今の段階で、これから先のことを考えたところで、公立八女総合病院を八女市としてしっかりとした、中心に据えた、もっと大きく言えばまちづくりの中心になるような施設ではないかとすら思っております。

八女市がこれから先、住みやすいまちになるという目標を掲げてやっているわけですが、当然、自前のという言い方が適切かどうかわかりませんが、やはり、よそに頼らなくても八女市だけで介護、それから医療、この両方が安心して受けられる、安心して過ごせるようなまちにならないと、定住化政策とか、いろんな意味も含めてですけれども、やはりこれから先、人口を八女市にとどめ置く大きな1つの大事な要素になっているんじゃないかと、非常に思っております。

最後になりますけれども、なかなか市長、お答えがしにくいということですので、これ以上、無理やりということは言いませんが、これから先はちょっと私のひとり言ということでお聞きいただきたいんですけれども、公立八女総合病院、八女市にとって、企業としても、それから医療の施設としても大事な位置を占めております。先ほど言いましたように、80億円というお金が回っておりますし、700人という職員も抱えているようなところなんです。これから先、医療、それから教育、これはもう全体の流れとして民間への移譲とか、民間へ任せるというところで来ておりますけれども、特に八女にとっては、公に対する信頼というのが非常に強い地域です。教育にしろ、医療にしろ、市民の持っている感情としては公に対する信頼、それから期待が非常に高いところですので、このあたりもぜひ考えていただいて、市長もなかなか難しい立場にいらっしゃると思いますけれども、公立病院の問題、八女市を中心とした医療の発展のために、ぜひお願いしたいと思っております。

これ以上お尋ねしても、答えが難しいとおっしゃっているので、これ以上どうのこうのということではなくて、今ちょっと希望を述べましたけれども、最後に、最後の最後に、市長のお考えを。（「最後ですよ」と呼ぶ者あり）最後です。これで終わります。

#### ○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、公立八女総合病院の存在というのは、これは否定できないわけで、冒頭に申し上げましたように、長い歴史の中で八女の住民の皆さん方の命を守り続けてきていただいた、その成果というのは非常にとうといものだと思っております。決して、公立八女総合病院を否定するということではございませんし、むしろ私は、どう充実をさせていく

のか、これからの医療・介護の状況が変化する中で、どう充実をさせていくかということをやっぱり考えていかなければならないということでございます。

ただ、冒頭に申し上げたように、久留米大学からの要望については、現時点では私としては、特に公の場では私の見解を今申し上げるわけにはいきませんということでございますので、その点は御理解をいただきたいということでございます。

○6番（小川栄一君）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（川口誠二君）

6番小川栄一議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

こんにちは。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様、大変お忙しい中、お越しいたごきましてまことにありがとうございます。

早速ですが、さきの通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、子育て支援・教育支援についての1点でございます。

子育て支援については、これまで最優先課題の一つとして取り組んできた結果、子育て世代の多くの方々から喜んでいただいていることは一定の評価を得ているものと認識しています。しかしながら、子育て支援対策は、地方創生のもと、近隣自治体を初め多くの自治体が具体策を講じていることは周知のとおりであります。本市としても平成29年度も引き続き重点対策として、さまざまな事業に取り組む計画にありますが、何よりも将来を担う子どもたちの教育、人材育成という観点からも重大な課題であり、さらなる強化策を検討、実行する必要があると考えます。

平成18年に教育基本法が改正されていますが、そこに国と地方公共団体の役割分担と両方の責任を明確にしたことは大きな変革であったと感じています。特徴的には、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、教育の振興に努める責任が国とともに地方公共団体にもあるとしたこと、また教育行政について、地方公共団体が教育の振興を図るための施策の策定と実施を明示したことは、地方公共団体への負担と責任が重くなったことを示しております。

一方、2011年現在、日本の公財政教育支出は対GDP比3.8%で、OECD加盟国中の平均5.6%を大きく下回り最下位の位置にあり、国の教育費への配分が少な過ぎることが家計への負担増につながっており、このことが最大の問題と言っても過言ではありません。平成29年度の予算案を見ても、教育費のウエートシフトは緩やかで、残念ながら大きな変化は認められません。

このような中、当市政政策の一丁目一番地とも言える子育て支援の切れ目ない施策、特に教育という観点での思い切った政策が求められます。基礎自治体としては、幼児期から義務教育期の支援を確立することこそが、子どもたちの将来に寄与できるとともに、ひいては日本の未来に貢献できると考えます。

そこで、就学前幼児に対する支援の取り組み及び幼児教育無償化の方向性を含めた今後の支援策の考えをお聞きいたします。

また、義務教育においては、給食無償化の是非及び貧困対策と連動した学習支援についてお聞きいたします。

以上、市長初め執行部におかれましては、わかりやすい言葉で、より具体的な回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより質問席にて順次お聞きいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

5番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、子育て支援・教育支援についてでございます。就学前幼児に対する支援についての御質問でございます。最初に、具体的支援事業に関して、来年度、特に強化する、あるいは新たな取り組みはあるのかというお尋ねでございます。

平成28年度から実施している低所得者層の保育料の軽減について、国が軽減措置をさらに拡大する方針であり、市としましても国に準じた軽減措置を行う予定でございます。

次に、幼児教育の重要性を踏まえて、今後の支援策をどのように考えているのかという御質問でございます。

幼児教育は、知性・感性面、また人間関係の面において、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであると認識をいたしております。その支援策につきましては、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度へ移行する際に保育料の見直しを行い、国の基準からの軽減率を平均17%から37%へ拡大をいたしております。さらに今年度は、年収3,600千円未満相当世帯等について、国に準じた軽減を行い、次年度につきましても、さらに軽減措置の拡大を予定いたしております。今後、国を挙げて幼児教育の段階的無償化に向け進んでおりますので、その動向を見ながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、義務教育における児童生徒に対する支援についてでございます。

給食を教育の一環と捉え、大胆な経済的支援策として給食費無償化を実施してはどうかにつきましては、この後、教育長に答弁させますので、先に貧困対策と連動した放課後・土曜日の学習支援を行政と民間の協働で取り組むべきではについて答弁をいたします。

貧困対策と連動した放課後・土曜日の学習支援を行政と民間の協働で取り組むべきではという御質問、御要望でございます。

現在、子ども食堂を実施される団体の中には、食事を提供後に市の提案事業を利用した学習支援を行われているところがございます。さらに、寺子屋事業では、塾などを利用しにくい児童生徒に対して学習機会を提供しており、今後コミュニティ・スクール事業を進める中で、行政と民間の協働についても調査検討を行いたいと考えているところでございます。

以上、御答弁を申し上げます。

#### ○教育長（西島民生君）

5番高橋信広議員の一般質問にお答えいたします。

義務教育における児童生徒に対する支援について。給食を教育の一環と捉え、大胆な経済的支援策として給食費無償化を実施してはどうかとのお尋ねでございます。

文部科学省は、学校給食は教育目的の実現を期すために実施するもので、我が国の食生活の観点からも重要な施策であるとうたっています。八女市におきまして、学校における給食費は、基本的には各学校による給食会計で行われており、保護者から学校へ給食費を納入いただき、給食費の範囲内で材料を購入しております。一方、一定の低所得世帯につきましては、就学援助費の中で給食費相当額を支給しており、経済的に困窮される世帯の支援に努めております。

子育て支援等の政策として、給食費の無償化や一部助成を行っている自治体もございますが、教育委員会といたしましては、入学祝金等により他の自治体以上に支援に努めているところであり、現時点におきましては給食費に関する援助等は考えていないところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○5番（高橋信広君）

最初に、就学前幼児に対する支援についてのほうでいきますが、資料を子育て支援課のほうで細かく出しておられますので、これについて少し御説明いただけますか。

#### ○子育て支援課長（平嶋智子君）

お答えいたします。

高橋議員の一般質問資料ということで、お手元に4ページにわたります資料をつけさせていただきます。その説明ということでですので、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。これは幼稚園・認定こども園の保育料ということでござ

いまして、平成27年度に新制度に移行する際に、八女市の幼稚園は5園ございましたけれども、その全てが新しい制度へ移行されておりました、国の基準に基づいて、市のほうで基準額を設けた保育料を親御さんが御負担いただくという制度に変わっております。

左のほうが八女市でございまして、右側に国の基準ということで書いております。その階層ごとに合計を出しておりますけれども、第1子については、その全額負担。第2子については基本的に半額。第3子以降は無償ということになっております。それで、合計した金額が一番下段にございますが、国の基準の金額で合計した額の差を一番右下に国基準との差額ということで記載をいたしております。

おめくりいただきまして、次のページは満3歳以上【2号認定】保育料ということでございます。これは保育所並びに認定こども園の保育部に通う子どもなんですが、3歳から5歳までの年齢の子どもの基準額ということでございます。見方につきましては、1ページと同様、左が八女市、右が国の基準ということになっておりました、最下段のほうに国基準との差額を書いております。

それから、3ページは満3歳未満【3号認定】保育料ということでございまして、こちらはゼロ歳から2歳までの子どもさんの保育料ということでございます。一番下に国基準との差額を記載いたしております。

最後のページをごらんいただきますと、幼稚園就園奨励費補助金ということで記載しております。これは、八女市の幼稚園は全て新しい制度に移っておりますので、八女市の幼稚園には該当はないんですけれども、八女市の方が広川町や筑後市など、まだ新制度に移っていない幼稚園に通われる場合につきましては、その所得の段階に応じて幼稚園の就園奨励費という形で支出をさせていただいております。これは国基準のままの金額ということになっておりました、合計しまして、八女市では361,479,900円、これを国の基準の金額にしますと609,881,100円ということで、年額で248,401,200円の差が生じておるということでございます。

#### ○5番（高橋信広君）

今の補足の中で1つだけ、2ページ目になりますかね、一番下の2号認定、3号認定の保育料は、保育短時間の人員・年額も保育標準時間にて算出しているというところからいけば、この金額は1%ぐらい違うということで認識していいですかね、その程度、1%もいかないですか。

#### ○子育て支援課長（平嶋智子君）

段階により若干差はございますけれども、その差額は月額にして100円から300円程度の金額でございますので、1%よりも少ないのではないかと思います。

#### ○5番（高橋信広君）

この資料で見ますと、国よりもともと提示されたのは37%ほど低くなっているということでした。計算上は、40%、41%ぐらい削減というか、国の基準より低くなっている。

それで、近隣自治体がどうなっているかちょっと調べさせてもらいました。近隣自治体の、今の八女市の人間をそっくり入れさせていただくと、もしその人たちが例えば大川におられればどうなるか、そういう観点でちょっと調べたところ、大川でしたら八女市の半分ぐらいの削減というか、国からいけば7割は削減されて、3割が皆さんが支払っているという非常に、一番削減していただいている保育料が少ないところです。それから、あと筑後、柳川は10%ほど八女市よりか高いです。それから、みやま市はほとんど一緒です。それから、大牟田は118%ぐらい高い。それから、久留米は若干安いという、そういうことでした。ですから、八女市がここまで数年間は非常に突出していた時代があったかもしれませんが、周りのほうはかなりここに強化して資源を投入しているなというところは見えてきたと思います。

そういう意味で、これから八女市としてもこのままで行かれるのか。国の政策は、先ほど教育長からあったんですかね、この幼児教育は本当に重要だという認識が国のほうもようやくわかったというか、十数年前からいろいろ研究されて、特にジェームズ・ヘックマンのペリー就学前計画が一つのたたき台になっているような気がします。これによって、5歳児までに人の人生を大きく左右されるということで、かなり幼児教育に力を入れていこうというムードができて、それで将来的には無償化に進めようとなっていると思います。

目先は、国としては2020年までに、それも低所得者層、3,600千円未満のところを全て無償化するというところから始まるようなことを私は認識していますが、国の政策はそれでいいですかね。

#### ○子育て支援課長（平嶋智子君）

お答えいたします。

国の動きとしましては、やはり保育料の無償化、5歳児から無償化を進めていこうという動きがございます。特に低所得者層と多子世帯にその分を広げていって、幼児教育を公教育の中の一つであるという位置づけを明確にしようということで、そういう動きがあると認識をいたしております。

この資料をつくりましたのは、これは平成28年ベースで金額を算出して表をつくらせていただいたんですが、この後、さらに低所得者層について、国から低減の動きがあるということがわかりまして、今回の資料よりも、その金額で算出しますと、大体国の基準で6,000千円程度の減額、八女市はそれを見て今後具体的な金額を決める必要がございますが、おおむね2,000千円弱程度の減額と見込んでおるところでございます。

#### ○5番（高橋信広君）

ここで少し教育長のほうにお考えを聞かせてほしいんですが、今、幼児教育の重要性とい

うのは、私もいろんな本を読むたびに本当に重要だなというのは感じています。教育長として、小学校と、それからこの幼児教育の問題、これから、中には5歳を義務教育化に早くして、いわゆる小中プロブレム等をなくしていこうという動きも、そういう国の動きを含めて、八女市としてどういう方向性で行かれようとされているのか。この幼児教育と、それから小学校の間のことも含めて、御見解をお聞かせいただけますか。

**○教育長（西島民生君）**

お答えいたします。

昔のことわざに「三つ子の魂百まで」とございますけれども、これは見事に幼児教育の重要性そのものを言っているんだろうと思います。御指摘のように、今、小学校も小1プロブレムという問題がありまして、かつては中1プロブレムでした。小学校から中学校に行くときに非常に問題が出てくると。今はもう本当、小学校の先生方も小1プロブレムに悩んでおられるという実態がございます。

なお、各小学校、中学校には、特別に支援を要する子どもさんがふえてきておりまして、それに対する市としての、特別支援員と言っていますが、そういう人を各学校にほとんど複数配置しているということがあります。

したがいまして、幼児教育と小学校教育の連携をより強めることによって、そのプロブレムを少しでも早目に把握できて解決にいと、そういうことは予想されますので、幼児教育と小学校教育の連携、これは非常に大事なことだと思っております。

**○5番（高橋信広君）**

そうなると、幼児教育の教育者、保育士のレベルというところもこれから大きくなっていくのかなと思いますが、ただ、幼児教育の中でよく言われるのが、認知能力、非認知能力というところからいけば、やっぱり非認知能力のところを確立していくほうが、将来的には認知能力はいつでもとは言いませんけど、どこかで追いつけるという考えというのは、こういう考えでいったらよろしいんでしょうかね、教育長としては。

**○教育長（西島民生君）**

お答えいたします。

認知能力的な面は、小学校や中学校、高校に行っても、それなりに一生懸命やれば獲得できると思います。しかし、道徳性も含めたところの情操面、これはやはり小さいときから育てていくことが非常に大事だろうと思っております。

**○5番（高橋信広君）**

ぜひそういう観点で幼児教育のほうは進めていただいて、最近の子どもさん、今の小1プロブレムが起こるといのは、多分、道徳教育、情操教育的なもの、粘り強さとか、やる気であるとか、計画力、協調性、やっぱりこういうのが欠けた子があちこちちょっと点在する

ような方向にあっていような気がするんですね。昔は、どちらかといったら、そこを注視して、日本人のどっちかという得意な分野だったのが、少し子どもたちにお任せというか、教育がきちりできていないような気がしますので、幼児教育のほうについては強化していただくということをぜひお願いしたいと思います。

それで、今、幼児教育の、片一方は経済的なところなんですけど、子どもさんを支援するという、親の視点じゃなくて、子どもさん、今の貧困問題も含めて、やっぱり将来の貧困の連鎖にならないように、小さいときから、ということはもう幼児教育の段階でできるだけ経済的な支援をしていくというのが非常に有効だと私は思っているんですが、そういう動きで、特に私感じたのは、大阪市が去年から取り組んでいる、5歳児ですけど無償化を始めています。たしか財源として2,650,000千円ぐらいの大きな、260万人もいる人口ですから、そのぐらい出せるんでしょうけど、そういうことで、5歳児の重要性、先ほどの小1プロブレムを解消するという意味でも、まず5歳からやって、それから段階的に3歳、4歳をやっていこうという方向性にあります。それからもう一つは、守口市のほうでことしの4月からやるらしいんですけど、ここについてはゼロ歳から5歳まで全部無償化に走るということで、大阪のほうでかなり先行しておりますが、八女市としても、この幼児教育の重要性が教育長もおっしゃっているように非常に重要だということからいって、やっぱりこの一番根のところというか、一番小さいところをまず大きな支援をやって、それから義務教育と。だから、義務教育までの支援をきちりすることで、高校、大学、そして社会人になったときには、社会貢献できる人が圧倒的にふえていくような気がするので、ここの幼児教育の無償化というところの今の国の方向性と連動してこのままやっっていかれようといわれるのか、八女市として、この子育て支援を強化する中で、一つの手段としてやろうという意欲があるかどうかをひとつお聞かせ願えますか。

#### ○教育長（西島民生君）

子供の貧困対策大綱が制定されまして、その中に、昨日の一般質問の中にも出ておりましたけれども、支援策が4点掲げられておりました。その1点目が教育の支援です。それから2点目が生活の支援、3点目が保護者の就労支援、それから経済的な支援ですね、この4つがありますけれども、教育委員会関係でいけば、そのうちの教育の支援ということになるかと思います。その教育の支援で4点求められておりますけれども、そのうちの2点目に教育費負担軽減という項目があります。その中で述べられているのが、幼児教育の段階的無償化とうたわれています。したがって、国としても大綱でこういうことを示していますので、県や八女市においても、この方向性を十分踏まえてやっっていく必要があろうと思います。ただ、八女市の場合は、幼児教育関係を含めた子育て支援課といましようか、市長部局にありますので、教育委員会としては連携しながら、今の方向で進めていければいいのかなと

思っております。

なお、余談になりますけれども、高校や大学での奨学金制度の充実、これも上げられておりますけれども、八女市の場合は高校の八女市奨学金、この制度を皆さん方の御了解を得れば、来年度大きく拡大していきたいと。これは余談でございますけれども、そういう方向性を考えております。

#### ○5番（高橋信広君）

先ほどの大阪市も守口市もやっぱり目的は、子ども教育というのは未来への投資だという、ここの投資をどうするかですから、教育長、市長、お二人の腹一つだと思っておりますので、ぜひ前向きにもう一度検討して。検討する段階で、僕はこのことは一気にはできないと思います。国がやろうとしている3,600千円の段階で、その線引きの中でどうなるかとか、いろんな経済的な負担の軽減を段階的にやりながらというほうが、義務教育化はしようとはされていますけど、義務教育じゃないので、そういう意味ではそこから始めていただいたらいのかなとは思っています。これについてはひとつ終わります。

それから、次の義務教育関係のことですけど、義務教育では、以前から同僚議員も給食無料化を提言されている方はたくさんいらっしゃいますけれども、給食の無料化については、大分変わってきたというか、給食の考え方、給食というのは食育という、いわゆる教育の一環と捉えるところが多くなったし、また文部科学省もそう打っているんですね。よく見たら、文部科学省の学校における食育の推進・学校教育の充実というところに、学校における食育の生きた教材になる学校給食の充実を図るということをしっかり書いてあるんですね。なぜ学校給食法を変えられないか。これを変えてしまったら、全部国が負担しないかということがあるから変えられないと私は思っているんですね。

だから、先ほど言いましたように、地方公共団体も教育については、権限はないのかもしれませんが、負担と責任はかなり入っておりますので、それぞれでやっても構わないと僕は認識していますが、それについては、この法との絡みはどうお考えでしょうか。

#### ○教育長（西島民生君）

お答えします。

私の登壇で冒頭の回答の中にも文部科学省の考え方等も申し上げております。給食活動というのは、議員御指摘のとおり、学校教育活動の一つであると思っております。今の学習指導要領は、小学校も中学校も生きる力の育成ということを目指しています。その中身が、確かな学力の向上、それから豊かな心の向上・育成、それから健やかな体の育成、この3つの要素から成っています。ところが、その学力も、実は食事をきちっとしている子は学力も高いというのが文部科学省の毎年行っています全国学力・学習状況調査、これではっきり出ています。だから、学力にしてもそう、豊かな心や健やかな体にしても、そのベースになるの

が食育だと認識しておりまして、非常に大切な基盤になる活動だと認識しております。

### ○5番（高橋信広君）

そういう自治体、今の考えをベースにあちこちでやっていこうという、一つちょっと気になるのは、定住化のためにやっているというところも幾つかあるんですけど、やっぱり目的は子どもさんの食育、それから教育というところがベースになっているのが本来の筋だと思うんですけどね。その中で、最近、町村は別として、市クラスでいきますと、北海道の三笠市、それから栃木県の大田原市、群馬県のみどり市、滋賀県の長浜市、兵庫県の相生市というのがちょっと気づきましたが、ここは無償化。ただ、無償化のばらつきはございます。小学校だけとか、小中学校全部やるとか、幼稚園からやるとかですね。

そういう中で非常に参考になるというか、少し心を打たれるようなやり方をしているところが、実は栃木県に大田原市とあるんですけど、7万2,000人ほどの人口ですから八女市と余り変わらない。ここは小中学校で29校、対象が5,800人ほどあって、財源としては330,000千円ほどというところを全て無償にするというところが比較的早く始まっています。平成24年からですね。

このやり方を少しでも御紹介したいと思いますが、ここに人材の育成というところに、「給食費の無償化の目的の一つは将来を担う子ども達（＝人材）を養成していく過程において保護者の負担を軽減することですが、この施策の実現にあたっては、予算確保のため議員及び職員の手当等を減額し、市職員の定員の見直しや予算の削減などの行財政改革を断行し、市を挙げて知恵を振り絞って取り組んでいるところです。」ということです。この子どもたちに投資するには、職員、あるいは特別職も含めた、我々も含めたところで投資をして、投資という書き方はしていませんが、私は投資をして広く集めた財源でやったらどうかなとは思っています。

それからもう一つ、法的な部分で、ここはこの補助金を出すことによって文部科学省に問い合わせをされています。こういうことをやって大丈夫かと。文部科学省からの回答は、学校給食法では給食にかかわる経費の負担区分を定めていると。これは保護者負担ということを決めていると。しかし、これは経費の負担関係を明らかにするものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている。この解釈は、学校給食執務ハンドブックの質疑応答の中にも説明があると。保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手続論まで定めていないので軽減の方法には制約はないものと思われるという回答が来ております。そういうことで、学校給食法で定めて、保護者が絶対出さないといけないということではないということを文部科学省のほうも言っているとこれは解釈していいと思うんですね。

そういう意味で、法のくくりはない、縛りはないという考えのもと、義務教育でのこの給

食費を無償化するということは大変意義があると私は思っています。給食ということを経材にもできて、その教材の中に、将来、就職で、例えば料理人になりたい子、あるいはパティシエになりたいという子たちもここを活用しながら、教育の材料にさせていただくのも可能じゃないかと思ひますし、ぜひ給食無償化をどこかに、まず土俵に乗っけていただきたいんですよ、検討するという。きょう結論が出るとは私は一切思ひていません。ただ、方法論として、それと市長がやられている子育て支援という一丁目一番地のところをもう一つ強いものにするためには、これは一つの大きな策じゃないかということで提言させていただいています。

それから、今、財源としては、違っていたら言っってくださいね、小学校が47,300円、それから中学校は55千円ですかね。ざっとですけど、小学生が3,200人、中学生が2,100人ということで、小学校では約150,000千円、中学校では120,000千円、約270,000千円ほどかかると試算していますが、これは合っていますかね。

#### ○学校教育課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

先ほどの議員の数字では270,000千円という数字をちょっとお聞きしたんですけれども、多分、給食費が十一月の徴収になっているんですよ。年間十二月で計算された分がその数値になっておるのかなと感じておるんですけれども、うちが把握している数字で、これは平成27年度をベースにした数字ですが、約250,000千円ということで、学校給食費を全額補助した場合にはこの程度の金額が要るのかなということで試算はさせていただいております。

（「単価は合っていますか」と呼ぶ者あり）はい、単価は合っております。（「人数が違ふとね、はい」と呼ぶ者あり）

#### ○5番（高橋信広君）

ということで、給食費、小学校だけやるには150,000千円ほど、中学校では1億円程度ということで見ていいでしょうかね、そのぐらいの比率だと思います。

それで、先ほど大田原市にありましたように、本当にやろうという決断をされましたら、やっぱり職員の方、我々議員も含めて特別職の方々、職員の、削減じゃなくて、投資をしませんか。その投資のリターンは子どもたちの成長であり社会貢献だというふうに払って、投資するという目的で、それであれば、どれだけやるかですけど、仮に2%としたら70,000千円ぐらいが出てきますし、1%だったら四、五千万円が出てくると思ひます。

もう一つは、もしこれをやるとしたら、入学祝金は僕は必要ないのかなと思ひますし、入学祝金で私がちょっと気になっているのは、現金でお渡しすることはお母さん、お父さんは喜ばれますけど、子どもさんたち本人が喜んでおられるかどうかはまた別なんです。そういうことを考えますと、これはこれで悪いことじゃ本当ないんですけど、財源というところ

から、どちらかといったら僕は給食費を優先したほうがいいと思っています。

それから、当然、八女市の財源というか、いろんな事業がありますけど、それから経費もあります。こういうところの総洗い、事業仕分け等を含めてやれば、かなりの部分が出てくるんじゃないかとは、これは想像ですからわかりませんが、ぜひやっていただいて、そのほかにふるさと納税、子ども夢基金と、いろいろありますので、ぜひこういうことを総合的に判断していただいて、まずは給食費を無償化することが本当にいいかどうかということ。一部では論議があったとはちょっと聞いてはいますが、真剣にやっぱり、そういう流れに少しずつつながっているのは事実でございますので、将来的に国がやると。ただ、国がやるまでには相当この給食費については、僕はできないと思いますので、先ほど冒頭に申しましたように、幼児教育、それから義務教育というところは、やっぱり基礎自治体がしっかりリーダーシップをとってやるべきだと思います。ただ、その考えがいいかどうかはまたわかりませんので、市長、このことについてはいかがでしょう。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

昨年度も給食費の問題については、私いろいろ検討した経過がございます。しかし、もともいろいろな考え方の今日の子育て、これだけ課題が多くて、学校の教育問題もそうでございますけれども、じゃ、それぞれの基礎自治体はかなり努力をして、財源的な措置もして、確かに子育ての経済的な支援に結びついていくことは間違いないと思うんですが、ただ、御承知のように、基礎自治体も市町村も財政的に非常に厳しいことがやはり予想されておまして、特に合併をした市町村については、今後非常に我々含めて財源的な将来に向けた基盤整備を進めていかなければならないわけございまして、恒常的な多額の2億円、3億円の予算措置をすることが非常に慎重に考えざるを得ないという、一時的なものでしたら思い切ってやれます。それが恒常的なものになってきますと、またやはり考えなきゃいかん部分がございます。

ただ、常に私は頭にありますのは、そういう給食費とか教材費とか、いろんな出費がありますよね。これをそれぞれの市町村で、うちは子育て、あるいは義務教育にこれだけ力入れていますよと、どうぞうちのまちへ住みませんか、人口減少対策ですよ。それを競争でどんどんやっていきますと、非常にまた問題が出てくる可能性がある。だから、教育の基本的な問題は、本当に国民が求めている問題については、これはやっぱり国がやるべき問題であって、市町村にそれぞれ競争をさせて、隣はこげんげなばいと、八女市はこげんげなど。八女市は評価されているんですよ、御承知かどうか知りませんが。進んでいるほうなんです。ですから、そのあたりが私としてはどうもやっぱり、今やろうと思えばできないことはありません、250,000千円。しかし、次の世代、次の世代、この八女市を担っていく人たち、

あるいは市民がどのような影響をこれから受けてくるのか。このことも十分配慮をしながらやっていかなきゃならんのではないかと考えていますので、今後の課題として、いろんな角度から子育て支援、小中学校の教育問題、これは教育の問題も幼児教育、それから小学生の問題だけじゃありません。中学生、高校生、大学、いろんな段階を踏んで、特に経済的な支出というのは保護者は多くなっていくわけですので、こういう流れの中で、やはり一部だけを考えるんじゃなくて、いかにして健全な青少年、これから我が国を担っていく子どもたちをどう希望する高校に、大学を希望する子どもは大学にどうして上げられるようにしたらいいのか。こういう流れの中で私は捉えていく必要があるのではないかと考えていますので、議員御指摘いただいている件についてはよく理解をいたしますけれども、そのあたりも十分考えながらこれから検討していかなきゃならんと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

#### ○5番（高橋信広君）

この件はもう最後にしますが、もう一回だけ確認しますと、今は基礎自治体の競争の時代と私は思っています。そういう中で、教育の中でやるということについては少し違和感がある、ちょっとおかしいということをおっしゃっているのかもしれませんが、私がまず言いたいのは、一番大事なのは、やっぱりゼロ歳から就学前のここが一番大事であって、次が義務教育という、ここの順番のところをしっかりと我々が、視点は親御さんじゃないんです、子どもさんに向けて、子どもさんの成長をどうするか、この子どもたちの将来、未来をどうするかという視点でベストな方法を考えていただきたいということで、この件については要望としてお願いして、これは終わります。

次に学習支援のことですが、きのう松崎議員のときにおっしゃっていました。ちょっと今回、貧困対策との絡みが少しあるんですが、きのう、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困のことをちょっと言及されました。この中に学習支援の充実ということも明記してありますが、これを八女市としてはどういう形でやられるのかをちょっと教えていただけますか。

#### ○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、子どもの貧困対策として教育の支援が求められていますし、その支援の中に学習支援というのが2つ出てまいります。1つは、学習がおくれがちな中学生の学習支援をしてくださいというのが1点です。それから、全体的な学習支援ですね、貧困の連鎖を防ぐための学習支援をしてくださいということを要求されています。

八女市教育委員会といたしましては、学習支援については人的な配置、人的支援ですね、これはもう既にかなり実施させていただいておりますし、各小中学校に全校配置しております

すけれども、少人数指導教員という先生方を配置しております。それから図書司書の先生方も配置しています。学校規模によって併任をしているところもありますけれども、全校配置をさせていただいている。人的な配置、これは市独自のものとございます。それから、特別支援の関係で、支援員の先生方もほとんどの学校に複数配置させていただいています。こういう八女市独自の人的な支援をしているということが1つ。

それから、物的な支援といたしましては、やっぱり学習環境を整えるということで、議会の御承認をいただきながら空調設備をいち早く導入させていただきました。これも物的な支援の一つだろうと思いますし、また、教職員の負担軽減のために校務支援ソフトシステムというのものも、相当高額なんですけれども、これも導入させていただいております。こういう物的支援をしております。

それから、経済的支援につきましては、先ほどから出ておりますように、入学祝金制度、小学校に入学するときに30千円、中学校に入学するときに50千円、これだけの入学祝金制度をしております。それから、今議会に提案をさせていただいておりますけれども、八女市奨学金の拡大、承認していただきましたら、本当これも他市の手本になるような数字の状況になると思います。こういう支援をすることによって学習支援をしていきたいと考えております。

#### ○5番（高橋信広君）

この学習支援の意味合いが、ちょっと私の捉え方が悪かったんでしょうけど、例えば貧困の子どもたち、あるいは親御さんが忙しくて子どもが放課後に十分勉強できない子、そういう子たちの学習支援というところでは具体的にはどうなっていますか。

#### ○教育長（西島民生君）

先ほど答弁させていただきましたけれども、あくまでも教育委員会として教育の支援をどうするかという視点で、第一義的にやるべきことを申し上げたところでございます。

それから、今御指摘の土曜日・放課後の学習支援とか土曜日の学習支援につきましては、教育委員会、学校サイドとして考えられることは、子育て支援課のほうでは、放課後に学童保育というのをやっていただいています。これは市長部局の子育て支援課のほうでやっていただいていますけれども、教育委員会的な面からいうと、例えば今、寺子屋事業というのを八女市独自にやらせていただいておりますけれども、これはどちらかというと、中山間地の小学校、塾に行きたくても行けないようなところですね、そういうところの、例えば今、具体的には川崎小学校、上陽北浜学園小学校、星野小学校、矢部小学校、この4地域の小学校で寺子屋事業をしていただいています。これは先生方も入られますが、地域の方の応援をいただいて、そして実施しております。

それから、今、コミュニティ・スクールが話題になっておりますけれども、本年度が長峰

小学校と上妻小学校にコミュニティ・スクールを立ち上げさせていただいております。来年度は八幡小学校にこのコミュニティ・スクールの導入を計画していただいておりますけれども、これもコミュニティ・スクールの中に学校運営協議会というものをつくる必要がありますけれども、その中にいろんな部会がつけられると思います。その中の一つに学習支援というのも当然出てくるんじゃないかなと思っております。そういうこと等で教育委員会としては、地域の方々の協力を得ながら学習支援に積極的にかかわっていきたいと思っています。

なお、議員御指摘のように、土曜クラブさん、自主的にやっております民間の団体でございますけれども、民間の団体の協力を得ながら学習支援をしていただいております。これは毎週土曜日実施していただいておりますけれども、私も2回ほどのぞかせていただきました。実にありがたいことで、課題もあろうかと思っております。そういう支援をする人をどうしていくかというのは非常に問題で、継続していかなくちゃいけませんし、それから資金面も必要であろうし、そういう課題もあろうかと思っておりますが、いずれにいたしましても、民間のそういう力をかりてしていただいていることについては非常に感謝しているところでございます。

#### ○5番（高橋信広君）

今、くしくもおっしゃっていただいた民間の、今、おりなす八女のほうでチャイルドサポートネットワークの方々が土曜日に子ども食堂を開いたと。その後に学習支援をやっていただいて、おっしゃった人的な悩み、これがいいとおっしゃる部分で、今回なぜこの支援の部分の予算がついていないのか、私個人は不思議なんですね。子ども食堂にはついていて、それから学習支援はこのまま提案事業でやるというのも、僕はどちらかといったら、この子ども食堂も本当大事なんですけど、その先にはやっぱり教育、ここを充実させるという意味では、この学習支援のほうを高い位置に置いているというか、ここがもっともっと広がる必要があるなと思っているんですけど、そのためには行政の補助金であったり支援が私は必要だと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

現在、学習支援という形で土曜クラブさんを中心に、子ども食堂の流れの中で支援をしていただいておりますけれども、本当、学習支援というサイドから考えると、非常に大切なことということでは認識をさせていただいております。ただ、私が学校教育課という立場で御答弁させていただくんですけれども、どうしても義務教育課程の中で、学習支援という形で、市単独で先ほど教育長のほうからかなりの予算を人的配置という形でさせていただいております。当然、特別支援員さんとか介助員さんというのは、特に配慮を要する子どもさんたちがいらっしゃいますので、そういった方たちを支援していただくメンバーですけれども、

もう一点、ちょっとわかりにくい支援かと思いますが、県費の教職員、通常でしたらそれぞれの学級数に応じて基準定数という形で教職員の配置をいただくんですけども、八女市の教育委員会としましては、基準外の先生方をいかに八女市のほうに持ってくるかという業務も大きな仕事だと考えております。

細かくお話しすると、ちょっと長くなりますので、そういった基準外の教職員の方が52名配置をいただいております。これは本当に大きな数字かなと思っております。特に今年度はコミュニティ・スクール関係でも確実に一名一名配置をいただいておりますので、そういった取り組みも義務教育課程の中ではやっていきたいと思っておるところでございます。

また、学校教育課の中では寺子屋事業ということで取り組ませていただいております。この部分については、本来ならば放課後の授業という形になっておりますので、学校の管理下の外での取り組みになってきますので、当然、保険関係が学校管理下という形になりませんので、寺子屋事業に関しましては、学校教育課のほうで予算を取りまして、その時間帯で、もし事故が起こった場合の保険関係についても、ちゃんと別建てで掛けていただいておりますので、そういった責任の所在をはっきりする必要があるという部分が、一つは大きな部分では問題点があるのかなとは感じておるところです。

ですから、今、土曜クラブさんあたりで学習支援をしていらっしゃるんですけど、この部分もまた別建てでの保険関係も多分加入していらっしゃると思いますし、また新規の情報ですけれども、ことしの4月から八女市の社会福祉協議会のほうで学習支援のボランティアを募集するというので、そういった新たな取り組みも進められておるようですので、そういった支援の輪というのは、行政にかかわらず、そういった団体からも支援の輪が広がっているのかなという感じは持っておるところでございます。

以上でございます。

#### ○5番（高橋信広君）

今いろいろ支援が、学校教育課でこういうことがある、今の土曜クラブについては男女共同参画・生涯学習課、ここの連携をきっちりやらないと、今の組織では大変だと思いますが、このことについてはどこが責任持っていただくんですか。窓口というか、これからどういう方向で、例えば人材の問題もあると思うんですよね。福岡県では人材バンクを立ち上げてOBたちをふやそうと。八女市の中でもそういうことも考えておられるのか、そういうことも含めて、どこが窓口になるんですか。

#### ○子育て支援課長（平嶋智子君）

お答えをいたします。

まず、土曜クラブのほうで学習支援を始めていただきましたけれども、その前段として子ども食堂の立ち上げがまずスタート、その後、引き続き学習の支援ということで、その大き

な根底には、やっぱり貧困の連鎖を断ち切って学習の機会均等、全ての方が生まれ育った環境で左右されることのないような、そういう大きな貧困対策の問題がまずは一番根底にあるのではないかと思います。

それで、担当がどこかということになると、なかなか、学習支援については当然学習の面ですので学校教育課の管轄になろうかと思いますし、子ども食堂、貧困といえば子育て支援課、それから生涯学習と、いろいろな分野に分かれますけれども、どこということなく連携をとりながら進めていく必要があるのではないかと考えております。

#### ○5番（高橋信広君）

連携もさることながら、いわゆる学習支援の今やっておられるチャイルドサポートネットワークのほうですね、成功事例と僕はとっていいと思うんですけど、こういうことをもう少し横展開、特にやっぱり今聞いていますと、寺子屋塾等は中山間地で一つの形ができていくということでしたので、逆にこの中心地というか、旧八女市が何もできていないのかなど。一部、アンビシャスなんか聞いていますと、教育者がほとんどいない中で教えるのはどうなのかということ、最近はまだやっておられんということも聞いておりますし、新たに組織として、そういうグループをきっちりつくって、一人でも多くの学習支援をやっていただくように、ぜひお願いしたいと思います。

時間が迫ってまいりましたので少しまとめたいと思いますが、きょうの話の中では、私のほうでちょっと簡単にできない話とは思っております。その中で幼児教育の無償化というのは、国は段階的にとにかくやっていくということは2年前からきっちりやっておりますので、それに先行して、八女市の子育て支援を他自治体より先駆けてぜひともやっていただいて、八女市が完全にできたときには、まだまだ周りはできていないというぐらいの、そのぐらいの意気込みでぜひやっていただきたいと思います。

それから、給食費についても、給食費が何なのかというところの位置づけをきっちりしていただいて、本当に教材として、教育の一環としてやるということでしたら、やっぱり給食費の無償化というところをもう一度、一つの土俵に乗っけていただいて、無償化に向けての対策を練っていただきたいと思います。そして、そのときに、ターゲットは子どもさんたちですので、その子どもさんたちをどうやって支援するかということは市長みずから大きな声で発信されれば、周りの民間の方も僕は動くと思いますし、職員もそうだし、我々も含めて投資もしていきたいという覚悟は持っております。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、少し気になるのは、子育て支援課、学校教育課、男女共同参画・生涯学習課、この連携のところですね。本当によく連携していただかないと、これからコミュニティ・スクールの問題もありますし、ぜひともよろしくお願いたしまして、それから将来的には組織のあり方も考えていただきたいと、これは市長にお願いしたいと思います。

それから最後に、たまたま2月25日に、「2016ぎぶん賞」の表彰式に私参加させていただきまして、その中で、栃木県からいらっしゃいました林香君先生という方が挨拶をされた中で、安部龍太郎先生と話された中に、こういうことをおっしゃっていました。安部龍太郎先生は、百聞は一見にしかずという言葉の先があるんだよと。百聞は一見にしかずとは、人から何度も聞くよりか自分で一回見るほうが確かによくわかるという言葉ですよ。次は、百見は一考にしかず。一考の考は考えるという、単に何回も見ただけよりも、やっぱりしっかり考えるほうがましであるというか、よいということだと思います。それから、百考は一行にしかず。百考の考は考える、一行の行は行動する。どんなに考えても考えがまとまらなければ、やっぱり一度動いたほうが絶対いいよという言葉だと思います。それから最後がありまして、百行は一果にしかずと。一果の果は、成果とか結果という言葉だそうです。どんなに行動しても成果が生まれなければだめということの先には、行動しなければ成果は生まれないと私は解釈しております。ぜひ行動して成果につなげていただきたいと思います。意味深長な安部龍太郎先生の言葉です。皆さんもぜひ考えていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長（川口誠二君）**

5番高橋信広議員の質問を終わります。

午後2時20分まで休憩します。

午後2時8分 休憩

午後2時20分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

18番三角真弓議員の質問を許します。

**○18番（三角真弓君）**

皆様、大変にお疲れさまです。傍聴席の皆様ありがとうございます。公明党の三角真弓でございます。本日最後の一般質問です。最後まで御清聴をよろしくお願いいたします。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、身寄りのない単身者が亡くなられたときの対応について、1つ、公営住宅の場合、2つ、民間借家の場合、3つ、生活保護対象者の場合についてお尋ねをいたします。

平成22年度の合併時、7万1,000人あった人口も6万5,000人台となっております。本年3月1日付ですけど、高齢者のみひとり世帯4,306世帯、夫婦のみ世帯2,873世帯、合計で1万52名となっております。独居老人だけに限らず、突然の死は誰の身に降りかかるかしれません。特に身寄りがない場合は、葬儀や納骨等の問題、残置物の処理等、多くの課題があります。本市の現状と対策についてお尋ねをいたします。

次に、交通行政の体制づくりについてお尋ねをいたします。

この問題は、一般質問で幾度となく尋ねてきました。乗合タクシーは2月に行われました近隣の6市議会での研修時にも研修の課題としても取り上げていただき、多くの議員の方々にその取り組みの報告をしていただきました。改めて立ち上げまでの御苦勞を実感いたしましたところですが、しかし、改善の余地のある課題も少なくありません。路線バス、福祉有償運送等も含め、今後の取り組みについて再度お尋ねをいたします。

最後に、高齢ドライバーの交通事故対策についてお尋ねをいたします。

本年2月1日号の「広報やめ」にも、「高齢者の皆さん、安全運転を心がけましょう」との見出しで、わかりやすい図で注意すべき点を指導していただいております。

現在、我が国の交通事故死者数は年々減少し、2016年には4,000人を切ったことが報道されましたが、一方、交通事故死者に占める65歳以上の割合は逆に年々上昇し、2016年には54%台となっております。高齢化率33%を超え、中山間地を抱える本市も高齢者による交通事故は増加をしております。運転免許証返納も簡単に行えない課題も含め、超高齢社会の本市の対策をどのように考えられるのか、お尋ねをいたします。

あとは質問席にて順次お尋ねいたしますので、明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、身寄りのない単身者が亡くなられたときの対応についてでございます。

公営住宅の場合、民間借家の場合、生活保護対象者の場合、この3点につきましては一括してお答えをさせていただきます。

身寄りのない単身入居者が亡くなられたときの対応といたしましては、いずれの場合も家庭裁判所に相続財産管理人選任の申し立てを行い、選任された相続財産管理人に対処していただく必要があるものと考えております。

次に、交通行政の体制づくりについてでございます。

まず、乗合タクシー、路線バス、福祉有償運送などの課題と対応について、進捗状況はというお尋ねでございます。

現在、今後の交通施策の基本計画となる八女市地域公共交通網形成計画を策定しております。来年度までに策定する予定ですが、今年度は乗合タクシーの利用者や未利用者に対するアンケートや、路線バスの利用状況調査、交通事業者や社会福祉協議会などへのヒアリングなどを行い、課題やニーズの整理を行っている最中でございます。

今後、調査結果から見えてくる課題などを初め、福祉や観光行政などのまちづくりとの連携を見据えた計画策定を進めるとともに、地域と交通事業者と行政の3者で知恵を出し合い

ながら持続可能な交通体系の構築に努めてまいります。

最後に、高齢ドライバーの交通事故対策についてでございます。

自動車は高齢者にとって欠かすことのできない移動手段である一方、加齢による身体機能の低下は運転能力にも重大な影響を及ぼす危険性があると言われております。主な要因としては、老化による判断力、記憶力の低下、認知症などの病気が原因とされており、その多くは高齢者自身が自覚していないことが大きな課題と思われまます。

そこで、市では、高齢運転者本人の安全運転意識の向上と、家族、地域が一体となった見守り体制の確立を目指し、市広報や防災ラジオでの広報活動、街頭啓発活動などにより高齢運転者の交通事故防止の注意喚起を行っております。

今後とも警察署や関係団体などと連携し、積極的な啓発、指導、各種事業を行いたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○18番（三角真弓君）

今回、私がこのような質問をいたしましたのは、ことしになりまして地域の住民の皆様の中で、1人の方は2日後に発見された孤独死の方がございました。亡くなられた方のことを申すのは大変恐縮ではありますが、政策として生かしていただくために、あえて言わせていただきたいと思います。

その方は生活保護の方でしたけれども、2日後に新聞がとられていないということで近所の方が発見をされておりました。もう一人は県営住宅にお住まいの方で、この方は病院に入院されていて、病院で亡くなっておられます。身寄りがございません。身寄りがあっても、全くかかわる方がおられない。これは2つともそうです。最後は、養護老人ホームで亡くなられた方で、この方は御親戚の方が宮崎から参られました。

こういうケースに対応する中で、ひとりの方が亡くなっていく、また、そのときどのような対応をしていくのかと、この3つのパターンから感じたのが、身寄りがいても連絡をしてもお見えにならない、子どもさんがいても来られない、そういう方が亡くなった場合、市としての対応が非常に大変なことなんだなということを実感いたしました。それで、これだけ高齢化の進んでいる八女市にとっては、今後、孤独死の問題もあわせて考えていく必要があるかなと思っております。

それで、今回は県営とか市営の公営住宅の中でお亡くなりになられた場合、それと、民間のアパートを借りて亡くなられた場合、そして生活保護、これは一くくりでちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、今現在、県営は多分無理でしょうから、八女市の市営住宅を借りられた中で単身の方の入居がどのくらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

**○都市計画課長（末次隆治君）**

お答え申し上げます。

市営住宅で单身ということでしたが、65歳以上の高齢者の单身でよろしいでしょうか。（「全部です。わからなければ、それでいいです」と呼ぶ者あり）

ちょっと全体の单身というのが資料がございまして、65歳以上の高齢者の世帯につきましては、2月末の時点で196世帯ございます。入居戸数が全体で819世帯ということございまして、割合といたしましては約24%が高齢者の単身世帯という状況になっております。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

その65歳以上の196名の入居者の方がもし突然死とかされた場合は、その入居の際の保証人の方たちへの連絡等になっているわけでしょうか。

**○都市計画課長（末次隆治君）**

お答え申し上げます。

亡くなられた際には保証人にも連絡いたしますが、身内の方を探しまして連絡するといったことで、連絡については、高齢の方についてはここに連絡してくれとか、そういったことをお聞きしている方もございます。一番確実なのは、連帯保証人に連絡が行くものと考えております。

**○18番（三角真弓君）**

入居されて何十年もなられた場合は、その保証人の方の生存というのがわからないという可能性もあると思うんですね。そういうことも含められて、市が管理できる範囲の公営住宅であれば、八女市内の県営住宅の单身者も含め、幾ら県住であるからにしても八女市の住民ではあられますので、例えば、県住で生保を受けられてあれば八女市が対応しなくちゃならない分も出てきますし、そういうことをいろいろ含めまして、お元気うちに、また認知症等になられる前に、この方が亡くなった場合はどういう連絡先に連絡をとり、どういう対応をしていくのかということで、もちろん都市計画課、福祉課あたりの連携になるかと思うんですけれども、例えば、65歳以上の方に対して保証人の確認とか、そういうことは現実、今は行われていないのでしょうか。何年かに1回、間違いなく保証人が健在であるかとか——ああ、そうか、親戚の方に連絡をされるということでしたですね。済みません、失礼。じゃ、ちょっと済みません、質問の角度を変えます。

そしたら、亡くなられた場合、公営住宅の場合、親族がおられない場合、今どのような対応をされているわけでしょうか。

**○都市計画課長（末次隆治君）**

お答え申し上げます。

現時点でそういった事例は、今のところ幸いに私どもにはございません。

亡くなられた場合は市の内部で関係各課で連携をとりながら、そういった部分については対応をしていくことになってくると思っております。

#### ○18番（三角真弓君）

質問がちょっと複雑になっておりますけれども、生活保護世帯の方が亡くなられた場合、葬儀までの予算というのとはとられますけど、その後、いよいよ遺骨を収骨した後、それは今現状はどのようになっていますでしょうか。

#### ○市民福祉部長（小波慶一郎君）

生活保護世帯で遺留金品のない単身者が死亡した場合の生活保護の対応でございますけれども、まずは相続人の関係とかは全部調査が終わって、いよいよ連絡先がないというときでございますけれども、第18条によりまして生活保護費から葬祭費として出されるようになっております。内容といたしましては、死体検案、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨その他葬祭のために必要なものとなっております、八女市では大体180千円が限度で支給ということになっております。

ただ、納骨となっておりますけれども、この納骨とは、お墓に納めることではなくて、火葬後、骨つばに納めるまでの経費ということになっておりまして、納骨自体については対象となっております。

したがって、葬儀社等々による業務提携によりまして、永代供養墓、そういうお寺と葬儀社との契約によって、ほとんど無料に近い形で納骨があっているのではないかとということが1つございます。余り件数がございませんので、そういうケースを伺っております。

それと、生前中に被保護者との話し合いの中で、例えば、歯科大学でありますとか医学部を持ちます大学と話し合いをしまして献体及び納骨を生前から依頼をしておくという方法もとっているところでございます。

#### ○18番（三角真弓君）

今回、私が体験をいたしましたケースでは、要するに火葬まではできました。そして、収骨をして、それからの納骨というのができなかったわけですね。どこにも持っていきようがないということで、いろいろ知人を尋ねながら一応預かっていただくことはできたんですけども、今の現状では、八女市の場合は火葬だけで終わります。納めるところがなければ、骨はそのまま処分をされていくわけです。誰も身寄りがない本当の単身者、まして先ほど申しましたように、今、子どもさんもお見えにならないようなケースがやっぱりあります。そういうときに、やはり行政が市役所等に問い合わせ、その御家族を探すことの業務の大変さだったり、あるいは自宅で亡くなって二、三日たったというのであれば検視も入りますので、そういった病院との連携とか警察との連携とか、改めて福祉課の大変さというのを目の

当たりにいたしました。

それで、今の生活保護法の範囲の中では、やはり職員の方の対応に、非常に大変な思いをさせているような状態があるんだなというのを改めて実感いたしました。もちろん一番大変なのは、亡くなった後のその部屋の片づけです。市営住宅であったり、民間であったりもいたしますけれども、結局、全国的にこのように単身者で誰も身寄りがいないような人で、残された家財等の残置物が環境に影響しているということで、特に都会あたりではそれに対する法律をつくってほしいということで、昨年、各都道府県に身寄りのない方が亡くなった場合の家財の放置に対しての自治体への通知があっていると思います。

それで、八女市の場合もそういうことで都市計画課のほうにはあったかなとは思いますが、こういうきちんとした決まりを今からつくっていかなければ、職員の方たちの負担というのは限りなく、片づけ等までしなくてはならないことにもなりかねませんけれども、国のほうから公営住宅の単身入居者に対しての死亡後の残置物への対応の策定についてということでの調査というのは八女市のほうにはあっているのでしょうか。

#### ○都市計画課長（末次隆治君）

お答え申し上げます。

この調査につきましては、結果が通知されているのが今年の1月25日、調査につきましては平成28年8月にされております。

この調査の内容を見ておりましたが、私どもの回答といたしましては、事案がないということで、その先の回答には至っておりませんが、いろんなケースがございまして、国といたしましても、こういったケースが今後ふえてくるであろうということで、そういった分については十分留意して対策をとってくれということで示されているような状況でございます。

#### ○18番（三角真弓君）

このようなことで国が通知を——国土交通省でしたかね。その背景には、これは東大阪市の事例がきっかけとなって、このようなことで各都道府県、各自治体への調査の依頼がっております。これは亡くなった後、全ての家財が放置されて、そこには野良猫がすんだり、あるいは若者が隠れてたばこを吸ったり、いろんな大変な事態にまで及んだというところから、このような調査の依頼が全国にっております。

先ほどおっしゃるように、市営住宅だけでも196人、これは65歳以上ですけど、ほかにも単身者はいらっしゃいます。いつ突然死があるかというのは65歳以上には限りませんので、公営住宅に入っている方、また生活保護も含め、このような方で、例えば、残った後の処理が、全くお金がない方もいらっしゃれば、少しでも財産を残される方もいらっしゃいます。施設とかで亡くなれば、その施設の方が対応されます。いろんな形のケースが考えられます

ので、それに見合った、そこの地域に合った、このような対応の方針を今から検討してつくっていくべきではないかと思っております。

もちろん生前、生きていらっしゃる時、あなたが死んだらどうしますかなんて言えることではありませんけれども、本当に民生委員さんとか、そういう方たちがいろんな家庭訪問をする中で、やっぱり人間関係をつくって、そして、本当に身寄りが無い不安を抱えた方もいらっしゃいますので、そういうものも含めて、いろんな八女市の今の状況に合った形で、全く片づけるお金も残っていない、残っている、しかし身寄りがいない、そういう中で、いろんな例の対応方針というのは、課長、お持ちだと思いますので、これを読み上げたら切りがありません。特に、八女市にとっては、全くお金が残っていらっしゃらない方の残置物の処理というのは大変だと思います。そういうことに対しての早急な対応方針、公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針というのを出している自治体がありますので、それを参考にして、八女市にとっての方向性をやはり決めていただきたいと思いますけど、この点に関しましてはどうでしょうか。

**○都市計画課長（末次隆治君）**

お答え申し上げます。

この調査結果を見ておきますと、各自治体、いろんな取り組み、取り扱いをしておるといってございまして、私も中身を見させていただいております。私の考えといたしましては、この問題は法定相続人、財産にかかわる部分、それから、いろんな移動等に伴う費用、諸経費ですね、そういった部分、さらには私ども住宅を管理しております立場での管理の問題、そういった部分が絡み合っていて、いろんなケースがございます。それから、法的にどうなのかといった部分がございます、この方針を見ておきますと、私どもが法の範囲内で判断していくような内容が方針には定められております。もう少し関係自治体の内容を参考にさせていただいて、研究をさせていただきたいと思っております。

**○18番（三角真弓君）**

済みませんが、研究では遅いと思います。現実、せんだって残った家財をどうしていいのかということで、福祉課のケースワーカーの方は本当に頭を痛められておりました。じゃ、地域の方がそれを片づけていいのか。協力して片づけようと思っても、大変階段は狭くて、業者が入らなければ荷物の整理なんかできないわけですね。ですから、危険を伴うような後片づけなんかもあります。さっきおっしゃるように、いろんなケースがある中で、どんなケースが来てもいいようなものをつくっておかなければ、じゃ、その公営住宅に関しては市の職員が行って、寒い中、暑い中、全部片づけていただけるのか、そこはどうなんですかね。

それと、やはりいろんなケースで今からこれがふえていくはずで、65歳以上が1万人以上ですよ。そういう中で、今から各自治体の調査をして研究してというのは余りにも無責任

だと思います。これはかかわった者しかわかりません。本当にケースワーカーの方は大変です。戸籍上、探し求めても全く家族や親族が相手をしていないようなケースが多いわけです。これに借家に住んである方、また借家で生活保護を受けた方、受けていない方、そういうことを含めてきちんとしたものをつくっておかないと、今の生活保護法の範囲の中では埋められない部分がいっぱいあることを実感いたしました。私は全ては知りませんが。

今の状態で八女市としては、葬儀まではあっても、その後の骨は、誰も拾う者がいなければ多分そのまま処理をされるのかなと思っております。それよりも、近隣では火葬をして納骨するところに予算を組んで、葬儀は葬儀としてとり行うことがもしできなければ、その後、そういうお寺さんに委託をしながら納骨ができるような、それこそ人の一生、亡くなっていった一生を終るときに、本当にそこまで行政が見るのは大変かと思うんですけども、いろんなケースに最近かかわったときに、きちんとしたものをつくっておかないと、誰がいつ死ぬかわからない、ましてや誰も身寄りがないような人の場合というのは、特に福祉課は大変だと思います。それだけではなくても福祉課の仕事というのは今大変ですので、民生委員さんとか、あるいは介護長寿課の高齢者支援係、そういった方たちが本当に今の実態がわかっておかないと、同僚議員の質問で、第7次の介護保険計画が今からつくられるということで、今から調査と言われますけど、もう合併して何年ですか。その実態が今わからなければ、これだけの超高齢化社会に対応はできないと思います。

安心して安全な八女市づくりとなれば、どんな人でも一人の人間としてどう最期を迎えるのか。寂しいものですよ、たったひとりで亡くなっていき、誰も身寄りが来ないということ。そこができるのは行政しかありませんし、その人その人によって全く形が違いますので、そういうものをもう少し介護長寿課としても、高齢者支援係、それと地域包括支援センター、そこら辺の中での今の高齢者の相談というのは、金銭を取り巻く相談が一番多いと聞いています。要するに国民年金で20千円、30千円、死ぬときどうなっていくだろうかとか、そういう部分からでもきちんと把握をしながら、やはり全てを取り巻く課長さんたちのそれぞれの施策、縦割り、部でそこら辺は検討しながら、今はこの横割りの施策がなければ住民のそういう部分にいろんな目線が入られません。そういう面で、本当に高齢者の実態把握というのは早くしてほしいですけど、課長、どうでしょうか。

#### ○介護長寿課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

さきの議員への回答でも申しましたが、第7次計画を策定するという事について若干申し上げますと……（「それはいいです」と呼ぶ者あり）平成30年度、平成31年度、平成32年度、その期間の計画を策定いたしますのが第7次計画でございます。議員おっしゃいましたように、八女市の高齢者を取り巻く状況等については、私たちが常日ごろから地域包括支

援センター、高齢者支援係を通しましていろいろな相談が上げられております。特に、おっしゃいましたように、金銭に関するもの、介護に関するもの、医療に関するもの、そして、なおかつ現在は高齢者だけに限らず、その世帯の中にしょうがい者の子どもがいらっしゃる、またはその世帯が生活困窮世帯であったり、介護長寿課だけでは対応しきれないようなケースも多々ございます。そういう件に関しては、現在は福祉課なり、必要によっては子育て支援課、そういうところと横の連携をとりまして、できるだけ対応をしていくようにしております。

以上でございます。

#### ○18番（三角真弓君）

成年後見制度の充実や普及も大事だと思いますし、今、エンディングノートの活用というの也被言われておりますけれども、高齢者支援係には高齢者のそれぞれのいろんな台帳じゃないけど、それにかかわるものがあると思うんですね。その方が亡くなったときはどうなのかというのを、そういったのはちょっと非常識なことではあるかもしれませんが、家族がいる方はそれでいいと思うんですけど、本当に単身の方に関しては、そういった情報の共有もやってほしいと思っております。

それと、養護老人ホームでお亡くなりになった方というのは、その施設の方が本当に献身的ですごく助かったんですね。知り合いであったということで私にも連絡があって、行ったんですけども、その方は宮崎のほうからいとお子さんという方がお見えになったので、非常に後が大変。ひとりの方が亡くなった後にいろいろなことを処理しなくてはなりません。そういうことが割と親族がいらっしゃればスムーズにいくんですけど、それ以外のケースというのが大変です。

今後、第7次計画も立てられるでしょうけれども、養護老人ホームの充実、やはり低所得者の方たちが行き場がないわけですね。そういうことに対して今どのようなお考えでしょうか。

#### ○介護長寿課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

特別養護老人ホームの整備に関しましては……（「その養護じゃないです」と呼ぶ者あり）特別じゃないほうでございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

養護老人ホームの整備に関しましては、現時点では計画はございません。ただ、先ほども申しましたように、そういう実態を十分に把握しながら、今後、検討する必要があると思います。ただし、養護老人ホームはまだ満床ということにはなっておりませんので、どういう方をどうして保護していくか、そこのあたりも検討が必要でございますので、ただ単身だけということであれば老人保護の措置にはなりませんので、そこのあたりも含めて検討したい

と思います。よろしくお願ひいたします。

**○18番（三角真弓君）**

しつこくはなりますけれども、養護老人ホームは措置でやっている施設ではありますけれども、そういう対象者というのが八女市は多いと思います。ですから、早くそういうことに對してのものを充実して行ってほしいと思います。やはり民生委員さんだけというよりも、市の職員、もちろん福祉課のケースワーカーの方も直接的にかかわることが多いんですけれども、保健師の方や地域包括支援センターの職員、嘱託職員あたり、そういった方たちがその実態を速やかにやってもらって、安心してこの八女市で最期まで生活できるという仕組みづくりを急いで行ってほしいと思います。

次の質問に行きますけれども、私は長峰校区に住んでおります。その中で、地域福祉協議会とか、まちづくり協議会というのが最近立て続けにございました。班に分けて討議をしたものと全体で報告ということもあったんですけれども、その中にアンケート調査がありました。これは60代の女性の方ですけれども、福島や国道442号に出るのに真っすぐに行ける道がない、道幅が狭く角が多い道ばかり、年をとって車に乗れない人や免許のない人、子どものために小さい10人乗り程度のコミュニティバスをいろいろなルートで回数も多く運行できればいいと思いますということで、この八女市全体を見たときに交通の便というのがほかよりもそんなに悪くない地域でさえもこういう不安を持っていらっしゃる方がやっぱりありますし、買い物弱者を課題に出された方もいらっしゃいました。

それで、先ほど通告でも申しましたように、乗合タクシーは本当に大変な中で立ち上がってききましたけれども、今、乗合タクシーの課題というのは市のほうとしてはどのように捉えられているのか、お尋ねいたします。

**○地域振興課長（松尾一秋君）**

お答えいたします。

今、冒頭の市長の答弁でも申し上げましたが、地域公共交通網形成計画を策定中で、さまざまなアンケート調査や聞き取り調査を行っています。その取りまとめというのはまだできておりませんで、3月24日を予定していますが、第4回の地域公共交通協議会のほうで取りまとめの報告があるわけですけれども、その中から中間的な報告といいますか、そこで出てきている問題は幾つかございます。

おおむね全体のアンケートの調査、あるいは聞き取り調査によりますと、運行当初と変わらぬ非常に高い満足度をいただいていますし、必要な事業だということで支持をいただいているのは間違いありませんけれども、運行当初には余り上がってこなかった、例えば、平日5日だけでは少し困る、あるいはエリア限定をしておりますので、エリア限定についても少し困っていらっしゃる方の数が運行当初よりもややふえてきたというところでもあります。も

う一つは、非常に道幅が狭いということもありますが、大きな10人乗りの車ということでございますので、もう少し細かく入っていただけないかと、そういった運行当初にはなかった、もっときめ細かいサービスをお願いしたいということが出てきていると認識を今しているところです。

以上です。

#### ○18番（三角真弓君）

課題は今アンケート調査の結果をまとめていらっしゃるということですが、当初から先ほどおっしゃいました土日の運行というのに対する希望というのは非常にございます。特に、イベントの開催ということで市民の皆様にご報告等を通じてとかFM八女とかで皆さんへの御協力を募ってある。そのイベントに行きたいけど、バスが走らないと、そういう声もございます。土日の運行を一遍にはいかななくても、例えば、第3週だけは土日走るとか、イベントのあるときは乗合タクシーを出しますとか、一遍に、じゃ、平成29年度から土日走らせますということは無理だとはわかりますので、何かどこかで市民の皆様に対して、イベントのあるとき、あるいは月1回の土日とか、そういう考えはどうでしょうか。

#### ○地域振興課長（松尾一秋君）

まず最初に、運行に対する考え方でございますけれども、平日に限定して行ってきた理由と申しますのは、やはりどこまでお金をこれにかけることができるのかということでございます。私どもはこの運行回数、あるいは日数について積み上げてきた、大きな問題はやっぱり財政的な問題ということで、合併前の各市町村が行ってきた交通対策経費をかき集めまして、そこからどこまでの交通サービスが提供できるのかという中で平日限定にさせていただいたという経過がございます。

したがって、なかなか土日の運行については非常に厳しいものがございます。各種説明会、あるいは高齢者の方が集まっている場所での説明会などでもよく声を聞いておりましたけれども、市も精いっぱい、ドア・ツー・ドア型の乗合タクシーを運行しますので、皆さん方もぜひ365日ではなくて、244日とか243日の運行で何とか協力をしていただけないかということでお願いをさせていただいたところがございます。以前はやはり週に2回しか運行していないだとか週に3回しか運行していないという実態もある中で、平日5日間走るといふことであれば御協力をしたいというお声をいただいて運行してきたという経過がございます。

ただ、土日に関しては、私どもも試験的に、例えば、乗合タクシーの車両を利用いたしまして、今行われていますような雛の里・八女ぼんぼりまつりとか、そういったところで市内循環用にその乗合タクシーを利用したりはしております。ただ、それは定時定路線で運行するやつで、予約センターを置いて、電話をしていただければドア・ツー・ドアでお迎えに上

がりますというわけではなくて、そのように乗合タクシー予約センターを開設しますと、また予約センターの人件費を含めてさまざまな経費がかかってまいりますので、今後どのようなことをやっていくのが一番よろしいのかというのは、来年度から実際の計画をつくる段階で議論をしていく必要があると今考えているところでございます。

以上です。

#### ○18番（三角真弓君）

なかなか予算の関係もあるでしょうけれども、その後の高齢者のドライバーの件も含めて、これは一緒に質問したいと思えますけど。

今、例えば、矢部村から旧八女市内の公立八女総合病院とか川崎病院あたりにこの乗合タクシーを利用してきてある方がおられるか、そういう方は路線バスと併用しながら使っているのか。星野村とか、黒木町とか、いろんな地域から八女市の病院に乗合タクシーだけで見えた場合は、矢部からでしたら900円ですかね、そういうふうにその地区しか走らないという実態になっておりますので、そこら辺の今の現状というのをわかる範囲でお願いしたいと思います。

#### ○地域振興課長（松尾一秋君）

お答えいたします。

乗合タクシーを予約する際に、バスとの乗り継ぎをしたいという御希望を電話で受けるようにしております、そのバスの時間に合わせてお迎えに上がることもいたしております。

矢部村の方が電話で予約をして、何時のバスで福島方面に行きたいんだという予約があります。その際に、病院なのか、あるいは別の御用事なのかというのを詳細に聞き取っているわけではございませんけれども、予約センターと会話をする中で、きょうは病院だからバスに乗っていきたいんだということをおっしゃる方もおられて、バスに乗り継いで福島方面に行かれる方が矢部村の場合はおおむね五、六人ほどおられまして、毎日、五、六人の方が八女のほうに行かれるわけじゃないんですけれども、毎月1回、2回使われて、本当に定期的に使っていらっしゃる方が五、六人おられると。星野や上陽につきましても、定期的に乗合タクシーで家からバス停まで来て、バスに乗り継いで行かれる方が二、三人ほど各旧町村もおられるという実態になっています。

その方たちがバスに乗られて、バス沿線の病院に行かれるのか、はたまたもう一度乗りかえて、羽矢線や星野線で行きますと、バスでは直接公立八女総合病院に行けませんので、そこで乗りかえていらっしゃるのかというところまでは完全に把握しきっていないという状況でございます。

以上です。

#### ○18番（三角真弓君）

同僚議員からも意見がありましたように、今から公立八女総合病院が本当に地域医療の担い手になっていくと思うんですけれども、公立八女総合病院に最終的に行かれる方は多いかなと思うんですけど、やっぱり学生の定期券というのは14千円が頭打ち、それ以上は皆さん出さなくていいわけですね。矢部からでも、山内からでも、その値段が幾らかわかりませんが、14千円以上は市の負担ということで、本当に地域の皆さんから喜ばれております。でしたら、この乗合タクシーで乗り継ぎがあっても、例えば、ワンコインで公立八女総合病院ぐらいまでは将来的に来られるようにしなければ、結局、後につなぐであろう高齢ドライバーの方の交通事故対策ですね、そういうことを考えたときには、やはり自分が運転をやめたら、じゃ、病院はどうするのか、こういった不安というのは非常に多いわけです。そういうことを考えたときに、すぐワンコインとなれば、財政も本当に厳しい状態になっています。人口が減った分、交付税も減ってきますので。合併算定替えの分もありますので、本当に財政が厳しいというのはわかっておりますけれども、先ほどの議員の質問にありましたように、本当に無駄な部分をいかに削減して、そして、こういうところにやはり予算をつけていかないと、八女市に住んでいて、定期券一つにしても格差をなくしてもらったわけです。でしたら、この乗合タクシーというのは、やはり今からこれだけの高齢化した皆様の交通の手段としてどんなでも利用できるものなんですけど、何せ地域性でまた利用の金額が変わってくる。そして、路線バスで乗りかえて、何回も行ったり来たりしなくてはならないという不便さはあると思います。

将来的にそういうことを考えて、ワンコインということを提案しておきたいと思っておりますけれども、どうでしょう、担当の副市長お願いいたします。提案に対して。

#### ○副市長（中園昌秀君）

ただいま乗合タクシーにつきまして、矢部のほうから公立八女総合病院のほうにエリアを越えていったりするといったときには、どなたも乗られて500円——500円ですよ、ワンコインですから。そういった形でどうだろうかという提案が今あったところです。

先ほどから交通行政の体制につきましては、担当課長も申し上げておりますとおり、来年度までに八女市地域公共交通網形成計画というのを策定するようにしていますので、その中で具体的にワンコインでできるのかどうなのかというところの議論もあわせて検討したいと思っておりますけれども、我々もできればできるだけ安くして、そして、路線バスのほうに多く乗っていただいたほうが良いということも実は思っております、そうした場合どうなるのかと。社会実験でも一回やってみようとか、そういったのも担当課長と議論をしたことも事実であります。ただ、それが実施できるのかどうなのかということもあわせて、今後、来年度までに策定をします交通網形成計画の中であわせて検討していくということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

### ○18番（三角真弓君）

今回、路線バス、そして福祉有償運送というのも出しておりますけれども、ある方が、結局、御病気があって乗合タクシーに乗れない。その方は高齢の御両親がバス停まで送って、それからバスで福島まで来て、黒木の方でしたけど、それから久留米の病院にまた行ってあるという事例がございました。しょうがいがあって福祉有償運送が使えるかということでお尋ねしましたけど、社会福祉協議会のほうで運行されていますけれども、結局、ドライバーの登録、それと、利用者も登録ですけど、何か需要とニーズがうまくいっていませんし、黒木の場合は久留米のほうの病院は行かないわけです。上陽でしたら行きます。社協も運営の仕方が若干違いますし、今、本当に福祉有償運送もほとんどボランティアですので、ただみたいにお金で運転していただいております。

どうしても乗合タクシーでも路線バスでもだめな方たちの対象者というのは結構あると思うんですね。そういう中で、社協と福祉課のしょうがい者福祉係のほうと、私は今回、地域福祉協議会に行って思ったんですけど、社協で出る意見の中には、これは要するに福祉課か、介護長寿課か、健康推進課かという本当にダブっていくような部分も結構あるんです。ですから、社協もなくてはならないのであれば、そういう交通整理をして、きちんとしてあると思うんですけども、結局、この福祉有償運送というのが今本当に軌道に乗った形で、そういうお困りの市民の皆様の交通手段とはなっていないところもあるんですね。そういうことに関しては、どこの課の指導になるのでしょうか。

### ○市民福祉部長（小波慶一郎君）

現在、福祉有償運送につきましては、上陽町、黒木町、矢部村で運営しております。星野村だけは八女市高齢者等外出支援サービスということで市が運営主体でございまして、こちらは介護長寿課、それ以外は福祉課のしょうがい者福祉係が窓口となります。

御指摘の黒木町の社会福祉協議会が運営しております黒木支所での福祉有償運送で、久留米方面には運行がなされていないという事実でございますが、私のほうでも確認をいたしましたところ、ボランティアの皆さんにお願いしておりますが、御指摘のとおり、現在、人材不足で、エリア内にとどまっていると。一つ上陽と違いますのは、上陽はNPO法人で取り組んでもらっておりますが、1名ないし2名の方で一日対応はできておりますけれども、黒木町のほうはボランティアの皆さんのいろいろな時間帯があって、なかなかミスマッチがあって十分な対応ができていないという状況の報告を受けました。

この件につきましては、規約のほうで黒木町も久留米方面には行けるようになっておりますので、その辺、なかなかボランティアの皆さんにも無理なお願いはできませんけれども、もう一度社協の黒木支所と実態把握、そして対策については早急に話し合ってもらいたいと思います。

### ○18番（三角真弓君）

現実、社協が一生懸命運営してもらっていても、応援して下さるボランティアの方がいらっしゃらないと厳しいですし、久留米に1件送れば1人だけで終わってしまうという実態もあるかと思っております。そういう面で、本当に横の連携をとりながら、先ほどおっしゃるような計画をきちんとつくっていただきたいと思いますと思っております。

高齢ドライバーの交通事故ということで担当の課長からいただいた資料でも、間違いなく高齢者の事故はふえております。今回も予算もついておりますけれども、やはり今言いましたように、乗合タクシー、福祉有償運送、そして路線バスもちろん入れながら、本当に官と民と一緒に交通の体系をつくっていくことで、安心して高齢ドライバーの方が返納できるというシステムづくりを早急にやる必要があると思っております。

ちなみに、今、八女市全体で75歳以上が1万2,190人いらっしゃいます。その方たちがだんだん運転に支障を来す。今回、2015年に法改正がありまして、ことし3月12日から道路交通法の改正が施行されますので、運転免許証の更新に行ったとき、そういった認知機能がどれくらいあるとか、看護師がつくとか、そういうことが義務づけられてはきますけれども、やっぱり中山間地では結構事故に遭っていても、木にぶつかる、何にぶつかるということで終わっているケースもあるかなと思うんですけれども、広報等でもああいいう形で皆さんに周知をしていただいておりますけれども、担当課として地区ごとの高齢ドライバー実態ですね、旧八女市も含め、今後の対策はそれも含めどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

### ○防災安全課長（石川幸一君）

お答えさせていただきます。

今、地区ごとというお話でございましたが、我々も今年の夏ぐらいから高齢者の交通事故というのがマスコミなどで大きくクローズアップされるようになりまして、何らかの対応をしていく必要があるということで、すぐ防災ラジオなどを通じていろんな注意喚起を行いました。また、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、平成28年度の交通事故の統計が出まして、その状況で、例えば、交通事故については出会い頭の事故が多いとか、そういう統計が出ましたので、そうしたものをやはり速やかに市民の皆さんにお知らせして注意喚起をすることが大事だなということで行っております。

今後もそうした取り組みを十分やっていきたいと思いますが、一応地区ごとということではございませんが、八女市全体と考えていまして、やはり高齢ドライバーが農作業だったり、近所のいろんな出事だったり、どうしても今の乗合タクシーではカバーできないような移動手段、移動の機会に自分で運転されるということがございますので、まずはその運転を注意していただいて事故をなくすということから、高齢者の講習などを今回、新年度予算に計上

させていただいて、そうした取り組みからやっていきたいと。

もう一つあわせて、当然、運転手ばかりではございません。やはり歩いている歩行者の方も横断中の事故というのも大変多うございます。どういうところが多いかということ、横断歩道のない道路での横断中の事故が多いということで、やはり判断能力だったり運動機能の問題とかで事故に遭われていると思いますので、そうしたことも注意を促しながら、とにかく高齢者の方が事故に遭わないような、そうした取り組みを市としましても、また、警察署、交通安全協会など関係団体と協力して行っていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

#### ○18番（三角真弓君）

一般質問前に、地域振興課長を初め、福祉課の担当の方、今回の私の一般質問等でのいろんな意見交換をやったときに、民生委員さんとのいろんな協議は余りやっていないと言っていました。防災安全課長のほうもその実態把握のためには、本当に丁寧に訪問して下さっている民生委員さんたちとの意見交換というのが、今後、高齢ドライバーの方の実態把握にもつながっていくと思います。ですから、そういうところも含めてやっていただきたいと思っております。

本当に遠い近い関係なく、やはり車の運転免許証返納というのは本当に悩まれますでしょうし、せんだってあった地域福祉協議会の中でも寸劇がございました。おじいちゃんが返納するということで家族がどう支えていくのか。ましてや、それは家族じゃない第三者がそれを勧めたがよいというケースもありますし、返納したら1年間、10千円か20千円か30千円のタクシー券をただで上げますとか、いろんな近隣の市町村のやり方を研究されて、一人でも高齢ドライバーの事故が起きないように。特に、子どもさんの通学時にそこに突っ込んでいった事故とか、いろんなのが全国でも発生をしておりますし、全国で75歳以上の運転免許者447万人のうち、自主的に返納する方は2.8%しかないそうです。ですから、返納ばかりを勧めることはできませんけど、そのかわり、それに見合う交通の体系をつくるのが大事だと思っております。

運転免許を返納しても人生が終わるわけでありませぬ。ないことを認識し、新たな生き方を紡ぎ出すということが強く求められると言われております。その生き方こそが超高齢社会における真の生き方につながるとも言われていると載っておりましたけれども、本当に皆さんが心に傷を負わないように、ある面では返納も勧める。でも、その前にやはりそういう交通の機関、交通行政の取り組みに、本当に皆さんがどこに住んでいらっしやっても困らないような、そういう交通体系をつくっていただくこと、一日も早くそういう体制づくりをしていただくことを強く要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（川口誠二君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時25分 延会